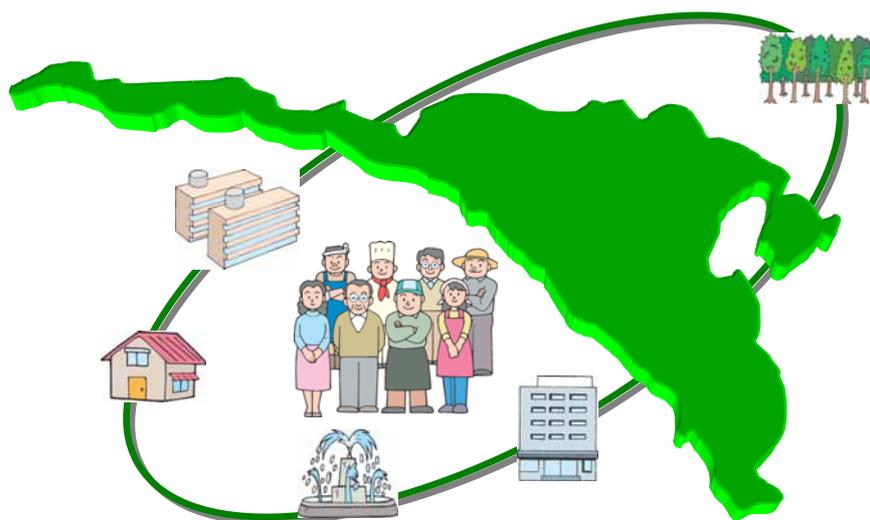

町田市における「自治基本条例」 のあり方について

答 申



2006(平成 18)年 2 月

町田市自治基本条例検討委員会

はじめに

2000(平成 12)年の地方分権一括法に基づく地方自治法の改正により機関委任事務が廃止され、全国の地方自治体は、国の出先機関としての役割を果たすことはなくなり、文字通りに地方の「自治体」となりました。そこで、各自治体が、そうした「自治」をより十全なものとするべく、自治体の憲法ともいえるべき「自治基本条例」を制定する動きが全国各地にみられるようになりました。

町田市においても、市民の中からそうした基本条例を制定しようという声が挙がるようになり、市としても庁内の研究会として職員有志を集めた町田市政策法務ワーキングチームを組織し、その成果として報告書「『町田型』自治基本条例の探求」[2005(平成 17)年]を公表してきました。その後、この報告を踏まえて、本委員会すなわち町田市自治基本条例検討委員会が設置され、町田市における自治基本条例のあり方について検討を行いました。その結論が、本答申「町田市における自治基本条例のあり方について」であり、これは諮問を行った市長に提出されると共に市民の皆さんに公にされることとなります。本答申は、かならずしも読みやすいものではありませんが、一人でも多くの市民の目に触れ、21 世紀の町田の自治について思いをめぐらす一助になることを期待しています。

本検討委員会は、2005 年 9 月 2 日から 14 日にかけて「町田市における自治基本条例のあり方」について市民アンケートを行い、多くの市民の方々が地域の身近な公共的活動に関心と参加の意欲を持ちながらも、なお多くの方々がその気持ちを実行に移していないという事実を確認しました。人は決して一人で生活しているものではなく、意図すると否とにかかわらず家族、地域、職場・学校、そのほか興味・関心・喜び・苦しみなどを共有する多様な集団のなかで相互に依存し、助け合いながら生活しています。こうした現実を再認識し、そうした人々の結びつきを重んずる「共生と協働」は、自治基本条例の一つの重要な理念とされるべきでしょう。また、本答申は、こうした地域における協働にむけた意欲と潜在力、生きた体験に根ざした知恵や機動力を生かしつつ、市民の地域課題解決能力を高めることを「市民エンパワーメント」と呼んで自治基本条例の理念の一つとして位置づけました。そして、こうした共生と協働を地域において実現するための制度として、本答申は、地域共治（ガバナンス）組織の設置を提言しています。

なお、このような提言をすることは、立法・行政の主体としての町田市が、地域で生ずる種々の課題への取り組みを手控えることを意味するものではありません。地方分権の時代においては、町田市は、より一層そうした行政課題に対処する「かなめ」としての役割を果たすべきでしょう。さらに、国や東京都などの行政主体とも連携しつつ、また市民、事業者、その他の諸団体の公共的活動の「なかだち」としてそれらをコーディネート

ネットする働きを町田市は担うことを求められます。本答申では、こうした事柄を「地域共治（ガバナンス）」の原則として自治基本条例の一原則に位置づけました。

あらゆる自治基本条例において基本理念ないし基本原則とされている「情報共有」と「市民参加」を町田市の自治基本条例においても骨格に据えることは当然でしょうが、本答申では、そうした市民との合意形成にむけた仕組みを行政の運営サイクルの要所・要所に位置づけて規定を整備することを提言しています。また、そうした市民参加を経て策定される基本的な計画も、従来のように行政が自ら行う活動に関する計画（行政計画）にとどまらず、市民その他の諸主体が行う公共的な活動をも包摂した公共計画であるべきことを提言しています。

これらの他、議会のあり方や議会制民主主義を補完する直接民主主義のルートとしての住民投票についても今後のさらなる検討課題として問題の所在を整理しました。

この答申を基に、町田市型「自治基本条例」が制定され、地域に根ざした自治運営が行われることを心から願いたいと思います。

最後になりましたが、検討委員会の審議を熱心に傍聴し多くの提案をして頂いた方々、広聴会に参加され率直な質問・意見を出して下さった方々、そしてパブリックコメント等の機会を通じて貴重な意見・要望をお寄せいただいた方々など多くの市民の皆さんのご協力に深く感謝申し上げます。

町田市自治基本条例検討委員会

委員長 人見 剛

目 次

はじめに

自治基本条例制定の背景	1
1. 公共部門における行政機能の拡大と市民の「私」への埋没	1
2. 地方分権改革	1
3. 公共を担う主体の多様化	2
4. 地方自治制度を規定する法の不備の補完	3
5. 新しい権利の提唱	3
自治基本条例の根底に流れる基調	4
1. 自治体の最高規範	4
2. 情報共有・市民参加	4
3. 協働	4
地域における自治の基本理念と基本原則についての規定	6
1. 基本理念	6
2. 基本原則	7
地域における自治を担う主体の権利及び責務（義務）に関する一般規範	11
1. 市民等の権利	11
2. 市民等の責務	12
3. 行政等の責務（義務）	12
4. 議会の権利及び責務（義務）	13
行政運営の循環（マネジメントサイクル）における運営規範	15
1. 問題抽出	16
2. 計画決定	17
3. 執行（実施）	18
4. 評価（成果）	19
議会の運営・活動に関する基本的事項についての規定	22
1. 従前の例にみられる規定の内容	22
2. 提案の内容	22
地域共治（ガバナンス）組織に関する基本的事項についての規定	24
1. 「地域共治（ガバナンス）組織」のあり方	24
2. 「地域共治（ガバナンス）組織」の実現に向けて検討すべき事項	25
住民投票制度に関する基本的事項についての規定	28
1. 住民投票制度に対する基礎となる考え方	28
2. 住民投票制度の方向性	28

自治基本条例の実施のために求められる諸条例及び組織.....	31
1．自治基本条例実施のための諸条例.....	31
2．自治基本条例実施のための組織・推進機能.....	31

資料編

検討委員会委員および傍聴者、パブリックコメント意見要旨録.....	35
町田市自治基本条例検討委員会開催経過.....	51
町田市自治基本条例検討委員会委員名簿.....	54

自治基本条例制定の背景

2000(平成 12)年 4 月施行の「地方自治法」改正を契機に、個性あるまちづくりや独自の施策展開の実現を目的として、新たな条例を制定し、地域に根ざした自治運営を行おうとする動きが活発になっている。2000(平成 12)年 12 月に北海道のニセコ町が「ニセコ町まちづくり基本条例」を制定したのを皮切りに、これまで全国で 30 以上の地方自治体で「自治基本条例」への取り組みがなされている。

こうした取り組みの背景には、もとより地域の課題や個別の事情により差異があるものの、共通の背景として、次の 5 つの要素があるものと考えられる。

1 . 公共部門における行政機能の拡大と市民の「私」への埋没

高度経済成長を経て経済大国と呼ばれるようになった 1970 年代以降、人々は、生活のほとんどを公的な供給に依存するようになった。この生活スタイルは個人的に完結するために、人々を孤立させ、他人と交流を持たない人々を増加させた。本来、人は生活を営む上では、意図すると否とにかかわらず、相互に依存しているのであるが、あたかも一人のみで自立しているかのような意識を生み出すことになった。そうした人々は、地域や周辺のことよりも、まず自らの生活の充実に専念し、そのため地域の人々のつながりが希薄化し、地域社会の自立性が低下してきた。

他方で、1980 年代以降になると、行政国家現象といわれる行政機能の拡大に対する反省として行政改革の動きが現れ、「民間にできることは民間で、政府部門でも市場と同じような競争原理を導入すべき」という「小さな政府」への力が働きはじめた。この流れと並行して、1993(平成 5)年頃から、「国は国にしかできないことに集中し、地方が解決できる問題は地方で」という地方分権改革が検討されてきた。

このような経緯を経て、人々の生活の現場では、経済的に豊かな個人の暮らしだけでなく、より良い環境における安全で安心できる暮らしが求められるようになり、そのためには、地域における人と人のつながりが重要であると認識されてきた。

2 . 地方分権改革

2000(平成 12)年 4 月、これまでの中央集権型行政システムから地方分権型行政システムへの抜本的な改革をもたらす改正「地方自治法」が施行された。

この制度改正で、地方自治体の長を国の事務の末端執行機関としていた「機関委任事務制度」は廃止され、地方自治体の行う事務は、自治事務と法定受託事務に整理された。自治事務については、憲法の保障する自治権に基づき、各自治体の自主性・自立性が優先され、国は地方自治体に対し、技術的な助言・勧告ができるに留まることとなった。

法定受託事務についても、条例制定権の範囲が及ぶとされ、地域の特性に応じた事務処理が可能とされている。

このように、自治体の事務における自主裁量の領域が拡大したため、自治体がそれらの事務を処理するにあたってのルール・基準を、自治体と市民の間で適正な手続を経て明確化し、責任ある自立的な自治体運営を行うことが可能となり、かつ、求められるようになった。

しかし、2000(平成 12)年の分権改革では、地方自治体の権限が拡大された一方で、市民による自治の課題には正面から取り込まれなかったため、「住民自治」の制度を重んじた自治基本条例の策定が全国に広まっていったものと考えられる。

3. 公共を担う主体の多様化

1990年代からボランティア活動、地域活動をはじめとする市民活動が隆盛となり、特に1995(平成7)年の阪神・淡路大震災において、多くのボランティアやNPO、地域のコミュニティの連携活動が被害を最小限にとどめ復興に貢献した。

このような民間活動の地域社会への貢献の実績を受けて、そうした組織の法人としての位置づけを求める声が高まり、1998(平成10)年「特定非営利活動促進法(以下「NPO法」という。)」が制定された。

そうした、NPO法に基づく特定非営利活動法人(以下「NPO法人」という。)¹は、2005(平成17)年9月末現在で23,638団体²にも及び、その約4割の主たる活動分野は「保健・医療・福祉」であり、次いで「環境保全」「学術・文化・芸術・スポーツ」「まちづくり」「子供の健全育成」が続き、この上位5分野で全体の約8割を占めている。このことは、従来、行政の担当とされてきた分野へ市民団体が主体的にかかわってきていることを示している。

他方、ライフスタイルの多様化に伴う担い手の減少により弱体化していった自治会・町内会は、その地域組織としての役割と重要性が見直されるとともに、消防団、老人クラブ、子ども会等の組織も地域において必要性が再認識されている。

このように、地域における各活動組織が公共領域において相互に補完し合うという、公共を担う主体の多様化が進展しつつある。

¹ なお、本答申で「NPO」という場合は、法人格の有無や法人格の種類(NPO法人、社団法人、財団法人、社会福祉法人、協同組合など。さらに実態として非営利の活動を行う営利法人も含む)を問わず、民間の立場で、社会的なサービスを提供又は社会問題を解決するために活動する団体を指す。

² 日本NPOセンター <http://www.npo-hiroba.or.jp/> NPO法人データ分析より

4．地方自治制度を規定する法の不備の補完

憲法は、地方自治制度に住民意思を的確に反映させる制度として、二元代表制（長と議会がそれぞれの住民の意思を代表し、かつ相互に独立した機関として牽制し合う制度）と地方特別法に係る住民投票制度を定めている。そして、地方自治法は、住民による直接請求制度や住民監査請求と住民訴訟の制度を設けている。

しかし、直接請求できる事項の限定（条例の制定や改廃、事務監査、議会の解散、自治体の長と議員の解職など）や厳しい要件（多くの有権者の署名の要求）など、民意を反映する制度としては不十分であった。さらに、近年では、直接請求による住民投票条例案が、民主主義の実現機関である議会において否決される例も多く、利害関係者たる住民の意思との齟齬が生じている。

そこで、このような議会中心の近代的民主主義の原理を補完するものとして、市民参加・情報の共有・説明責任等の諸制度の充実や住民投票制度の導入が求められるようになっていく。

5．新しい権利の提唱

社会情勢の変動や人々の生活様式、価値観の変化に伴い生まれてきた新しい権利、例えば、日照権、環境権、知る権利、外国人の権利、子どもの権利、消費者の権利などは、憲法その他実定法上の明文の権利とは異なり、裁判規範性は認められてこなかった。

しかし、こうした社会的な権利は、日々の暮らしの中で認識されるものであるため、国よりも市民の日常生活に近い活動を行っている自治体行政こそが、市民の意識の高まりを敏感に感じ取れるものである。

自治体は、地方分権改革を契機として、こうした市民の権利をより具体的に把握するため、住環境をはじめとするまちづくりを担う自治体行政の活動に市民が参加する権利を認めるとともに、その地域の個別事情に応じた市民の実体的な権利・利益を、自治体行政が擁護する必要性が生じてきた。³

³ 「自治基本条例制定の背景」は、『町田市型』自治基本条例の探求」町田市(2005年)9～14頁を参考にしている。

自治基本条例の根底に流れる基調

このような背景の下、「自治基本条例」の制定は、分権体制下での公共における政策、施策及び事業への市民参加・参画（以下、「市民参加」という。）に関する、自治体と地域市民とのある種「憲法」となるべき自治体の最高規範の定立と基本ルールの制定を志向する新しい運動として捉えられている。その基本ルールとは、「情報共有・市民参加」及び「協働」の2つの原則であり、これらの原則を支える制度づくり、仕組みづくりが、「自治基本条例の根底に流れる基調」となっている。

1．自治体の最高規範

自治基本条例は、自治の基本原理を示すことにより、他の条例、規則などの自治立法や計画などの立法・立案・解釈の指針となるため、法的には他の条例と同質であるが、他の条例との関係に係る解釈規定を設けることで自治体法の頂点に位置づけられ、実質的に最高規範性を有している。

2．情報共有・市民参加

第一の基本ルールである「情報共有・市民参加」の原則とは、「住民自治」の過小状況を改善するための、自治体の従来活動領域に対する市民の参加と、その市民参加の実現に向けて前提となる市民と自治体間の情報の共有に関するルールである。

3．協働

第二の基本ルールである「協働」の原則とは、個々の市民の私的な領域「私領域」と行政が今後とも担うべき活動領域「公領域」との間で、市民やNPO、事業者等の多様な主体が担う「公共性」の領域、すなわち「公共領域」を「共治」する、あるいは「共に地域を創る」際に、国や自治体も含めて、それぞれの主体間の行動に関するルールである。

ここで言う「公共領域の共治（ガバナンス）」とは、「個人や企業、NPOなど、社会を構成する多様な利害関係者間の調整を行い、社会の長期的な安定と発展に向けた方向付けを行う機能と構造のことであり、個々人や各組織の私的な利益を超えて、社会全体の公益を追求するための仕組み」を指す。

・ 公共領域の概念図



地域における自治の基本理念と基本原則についての規定

前述した自治基本条例を支える基調「自治体の最高規範」「情報共有・市民参加」「協働」を基に、以下の 1「『地方自治の本旨』の実現」、2「情報共有に基づく市民参加」、3「共生と協働」が、日本各地の自治基本条例に共通する3つの基本理念として捉えられ、さらに、その実現に向けた町田市独自の基本理念として 4「市民エンパワーメント」を加えた、4つの考え方を、町田市の自治基本条例の基本理念とすることとする。

さらに、この基本理念を受けた2つの基本原則を定め、より具現性を高めるものとする。

1. 基本理念

1 「地方自治の本旨」の実現

市政は根本的に市民の信託を受けて行われるものであり、その理は憲法92条に定められた「地方自治の本旨」に体现されている。「地方自治の本旨」は、市政は市民が参画し、その意見に基づいて行われるという「住民自治」の原則と、市が国、都、その他の市町村から独立し、それらと対等な立場で市政を行うという「団体自治」の原則からなるとされている。自治基本条例は、そうした地方自治の本旨を具体化する根本的な条例であるため、「条例」でありながらも自治体の最高規範として位置付けられる。

基本条例が、他の条例、規則などの自治立法や計画などの立法・立案・解釈の指針として機能する自治体法の頂点に位置づけられ、実質的な最高規範とされるのは、このように「地方自治の本旨」を具体化したものであるからに他ならない。従って、『地方自治の本旨』の実現を自治基本条例の第1の基本理念とする。

2 情報共有に基づく市民参加

すべての地域公共活動の基礎となる市政情報の公開と、そうした情報の行政・市民間での共有、そして行政・市民間、市民相互間での合意形成の基礎となる分権時代にふさわしい『情報共有に基づく市民参加』を、市民の権利として尊重することを第2の基本理念とする。

3 共生と協働

「町田市」における自治の担い手は、固有の意味の住民に限られず、在勤・在学者、地域で活動するNPO、町内会・自治会、事業者、法人、その他の諸主体も自治の主体

である。

また、市政の実施主体としての町田市はもちろん、さらに東京都と国も、「町田市」という地域における自治に重要な役割を果たしている。

これらの諸主体が、それぞれの属性（例えば、国籍、信条、性別、年齢、ハンディキャップの有無など）を含めて互いに尊重しあいつつ、それぞれの持っている公共的関心と力を出し合い、助け合い、「町田市」という地域における「公共空間」をよりよいものに創り上げていくこと、これを「まちづくり」と呼ぶことにする。

こうしたまちづくりに係る『共生と協働』の原則を、第3の基本理念とする。

4 市民エンパワーメント

基本理念「『地方自治の本旨』の実現」「情報共有に基づく市民参加」「共生と協働」を実現していくためには、市民の自律した自治活動が必要であり、市民の潜在能力はじめ体験に基づく知恵や機動力等の社会資源を生かすと共に、市民の課題解決能力の育成という観点から、市民自治の活発化に向けた『市民エンパワーメント』（市民の本来持っている力を引き出すとともに社会的権限を与えること）を第4の基本理念とする。

『市民エンパワ - メント』の確実な実行に当たっては、市民参加に向けた具体的な仕組みの構築と開かれた社会を支える広い意味での「社会教育」の機会の新たな展開が条件となる。

2 . 基本原則

1 地域共治（ガバナンス）

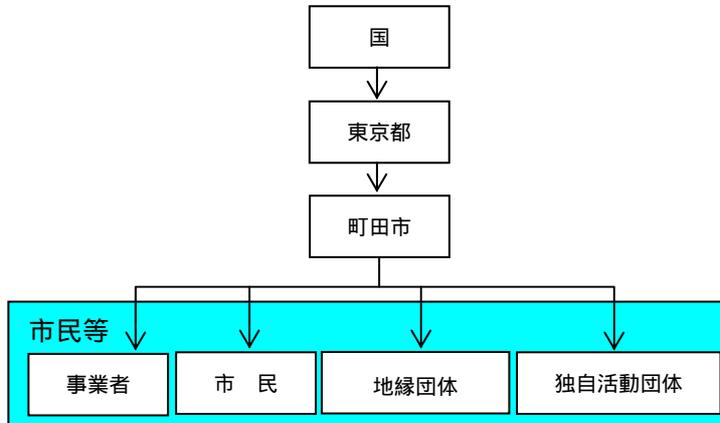
公共分野において、行政主導という名の下に、行政が独占的な地位を占めてきたことによる非効率・非能率に対する疑問が投げかけられる中、市民やNPO、事業者等の様々な主体が地域社会において果たす役割を認識し、それぞれの権利と義務・責務を通じた協働関係による統治、言い換えると、地域共治（ガバナンス）が求められている。この地域共治（ガバナンス）の確立を自治基本条例の第1の基本原則とする。

その骨子は、次の2点である。

立法・行政の主体としての市の役割

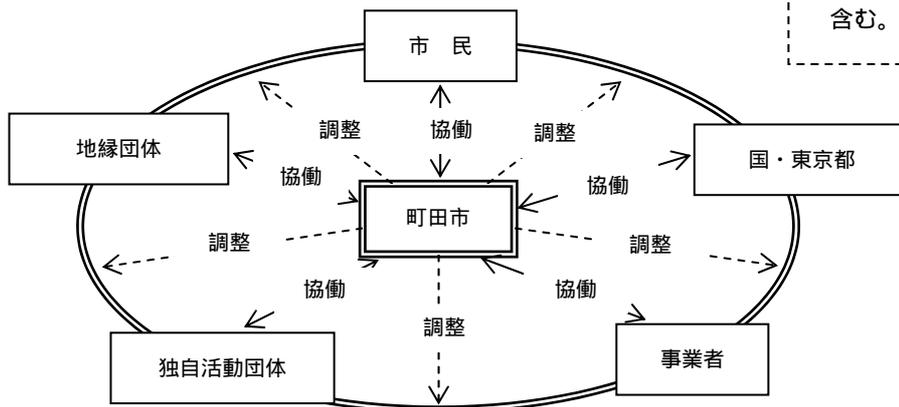
協働による地域統治における立法・行政の主体としての市は、国・東京都等から自立した主体として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施するための企画・立案、選択、調整、管理・執行などを一貫して行う役割を担うものとされる。すなわち、自ら自治運営の中心的主体として自治運営に積極的に関わりリーダーシップを発揮する役割を努めなければならないのである。

地方分権改革以前の市民等⁴と行政との関係



この図では、「国」には国会、「東京都」には都議会、「町田市」には市議会などの議会を含む。

地域共治（ガバナンス）に基づいた市民等との関係



市民、事業者、団体間相互の協働を促進する市の役割

協働における各主体間の関係は垂直的關係ではなく、水平的關係として把握される結果、より複雑化し、利害關係の競合、対立が起こりやすいとも考えられる。そこで、協

⁴ 「市民等」とは、在住、在勤・在学者、町内会・自治会などの地縁団体、地域で活動するNPOなどの独自活動団体、事業者、法人、その他の諸主体を指す。

働による地域統治における市の役割は、市民・NPO・事業者・国・東京都等の各主体間の連携の「なかだち」及び「かなめ」として、自主性・自立性を発揮した計画的運営を行うことである。従って、異なる主体間の競合や摩擦、さらには衝突を緩和し調整する機能、すなわち、市民等との協働関係の確立に向けた総合的な調整機能が市の役割として重要となる。また、各主体間における合意形成や調整のための受け皿づくりも、市の重要な役割である。

2 計画的・市民参加型行政運営（マネジメント）

町田市の都市としての成熟度が高まっていくにつれて、立法・行政主体としての市の活動スタイルは、日々発生する行政課題にそのつど対応していくという課題対応型の行政運営から、様々な行政課題に対して長期的・総合的な視点から市の将来を見つめ、目指すべき将来像を市民等と共有する計画的・市民参加型行政運営に転換していく必要がある。そうした計画的・市民参加型行政運営（マネジメント）を自治基本条例の第2の基本原則とする。その骨子は、次の3点である。

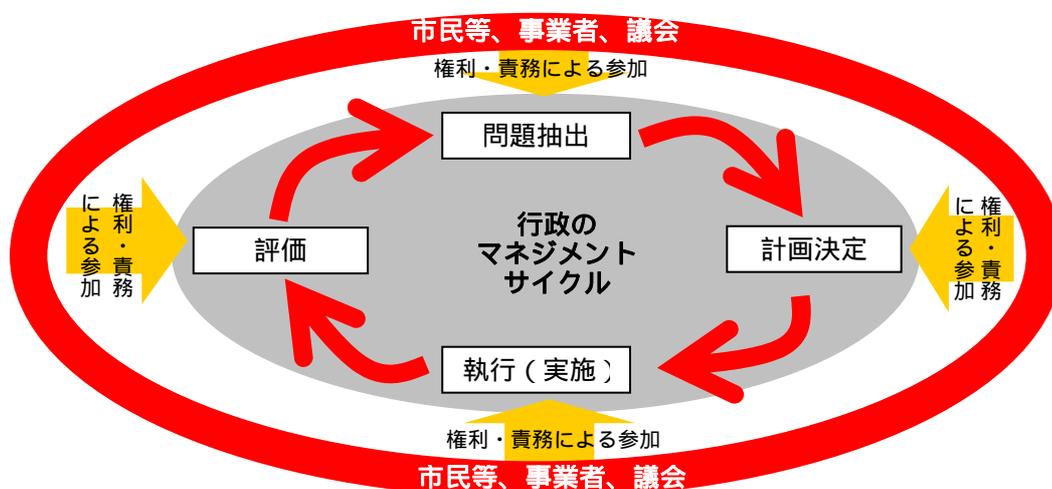
明確な目標設定と「政策責任」「執行責任」の位置づけ

新たな基本構想・基本計画等の策定に際し、明確な目標設定を行うとともに、政策を立案し、目標を示し、その成果を確認する「政策責任」と目標の達成に向けて具体的な事業を立案・推進し、市民等に対する説明責任を負う「執行責任」の位置づけを明らかにする。

情報公開と参加のある「行政運営の循環」の確立

行政運営に民間企業の経営手法であるマネジメントサイクル（計画決定 plan 執行（実施）do 評価 check 問題抽出 action）を取り入れる。町田市に当てはめると、計画決定 plan とは「基本構想・基本計画をはじめとする各種計画や予算の策定」、執行（実施）do とは「予算、組織等の効率的な運営を図ることや助成、許可、規制等の行政運営」、評価 check とは「政策、施策、事務事業の行政評価」、問題抽出 action とは「評価結果を受けて財政、情報、職員の更なる活用を図り次の行動に向けて結びつけること」にあたり、このマネジメントサイクルでは、必ず前過程での市民等との合意形成を踏まえて、次の過程の合意形成がなされる関係となる。そこで、このようなサイクルを採用した行政運営において、その節目、節目に情報公開と市民参加を織り込んだマネジメントの循環過程の確立を目指す。

行政のマネジメントサイクルと各主体の関係のイメージ



行政のマネジメントサイクルに市民等が関わるために、条例で規定されるべき諸要素案

住民投票、市民公募、市民意識調査、まちづくりへの参加、情報公開・共有、アカウントビリティ、個人情報の保護 など

行政計画から公共計画へ

情報公開と参加のある行政運営の循環において策定する計画は、従来の行政の活動計画ではなく、市民・NPO・市民団体・事業者・国・東京都等が力を結集し、町田市という公共領域のニーズに計画的に対応し、行政の有するものととどまらない公共的資源を計画的に活用していくものである。であればこそ、市民・NPO・市民団体・事業者・国・東京都等などの、計画策定の段階からの参加を経た合意形成が不可欠であるといえるのである。

地域における自治を担う主体の権利及び責務（義務）に関する一般規範

前章で掲げた「地域共治（ガバナンス）」と「計画的・市民参加型行政運営（マネジメント）」という、2つの基本原則を実践していくためには、どのような取り組みが必要であるか。まず、本章では、第1の原則である「地域共治（ガバナンス）」の視点から、ガバナンスを構成する各主体が有する一般的な権利及び責務（義務）としての一般規範について整理することとする。

1. 市民等の権利

市民等の権利に関しては、まず、「まちづくりに参加する権利」が挙げられる。これは、地方自治体の役務の提供を等しく受ける権利や選挙に参与する権利を一步進めた、自治の実現のためにまちづくりの過程に手続的に参加する権利として認められるべきとされるものである。

次に、「知る権利[情報の公開（開示）を求める権利]」も、市民等の権利として今日の自治体運営の共通の認識となっており、市民等が行政活動に参加する前提となる権利と考えられる。

一方、まちづくりに参加しない市民等が、そのことだけで不利益を受けないようにすることも必要であり、参加しない市民等が不利益を受けないよう行政が配慮する義務を負うとともに、できる限り多くの市民等が、参加できるための誘導や支援のような実効的な施策についても検討を要すると考えられる。

一般規範として、具体的に示す「市民等の権利」は以下のとおりである。

参加・協働の推進を求める権利

- ・「住民投票」の実施を求め、参加する権利
- ・審議会等の委員の「市民公募」の実施を求め、参加する権利
- ・「市民意識調査」を求める権利
- ・「市民提案」を提出する権利

説明責任・情報公開・提供を求める権利

- ・「説明責任」を果たすことを求める権利
- ・「公正で透明な手続」で行政サービスを受ける権利
- ・審議会等の「会議の公開」を求める権利
- ・「公聴会」の開催を求める権利
- ・「パブリックコメント」を提出する機会を求め、参加する権利
- ・「行政監査」の実施を求め、意見を提出する権利
- ・「情報の公開・共有」を求める権利

個人情報保護を求める権利

2. 市民等の責務

市民等の責務としては、まちづくりにおける自らの責任と役割を自覚し、積極的、主体的にまちづくりに取り組み、他の市民等を尊重しながら連携し、協力するという「参加・協働の推進を担う責務」が挙げられるとともに、「具体的施策に協力する責務」も考えられる。さらに、市民等相互間における「主体間のルール」⁵を守る責務を負うものと考えられる。

また、事業者も市民等の一部であり、特に、その社会経済活動がまちづくりに与える影響も大きいため、「公共領域」を構成する主体の一員としての協働の観点から、まちづくりに配慮し協力する責務を規定することは極めて意義深いと考えられる。

一般規範として、具体的に示す「市民等の責務」は以下のとおりである。

参加・協働の推進を担う責務 具体的施策に協力する責務

3. 行政等の責務（義務）

行政等の責務（義務）としては、まず、市民等の「まちづくりに参加する権利」を保障する「参加・協働の推進」が挙げられる。

次に、「知る権利[情報の公開（開示）を求める権利]」を保障する「説明責任・情報公開・提供」が、行政活動に参加を求めることの前提となる責務（義務）と考えられる。

さらに、「個人情報の保護」、「効率的な行政」、「組織機構・職員の資質向上」、職員のコンプライアンス⁶を確保するための「良好な職場環境の整備」が挙げられる。

そうした行政等の最も重要な機能は、市民、事業者、NPO など各主体がそれぞれの特性を生かしながら自立することへの支援と「公共領域」全体の総合調整であると考えられる。なお、町田市が出資している第三セクター等、市と密接な関係があり、その定款で公共性を規定しているなど、町田市と同等の責務を担うべき諸団体については、通常の事業者とは区別し、基本的に行政主体としての町田市と同様に扱うべきである。

また、行政「等」とは、町田市ばかりでなく、「公共領域」における行政の担い手と

⁵ 「主体間のルール」とは、在住、在勤・在学者、町内会・自治会などの地縁団体、地域で活動するNPOなどの独自活動団体、事業者、法人、その他の諸主体間の相互におけるルール（規定）を指す。

⁶ 「コンプライアンス」とは、法令遵守のことであり、さらには、行政運営・活動を行う上で、法令や各種規則などのルール及び社会的規範などを守ることが含まれる。

して、東京都や国も含まれる。

一般規範として、具体的に示す「行政等の責務（義務）」は以下のとおりである。

【町田市・東京都・国】

参加・協働を推進する一般的な責務

説明責任・情報公開・提供に関する一般的な責務

個人情報保護する義務

不参加により不利益を与えない責務

【町田市】

参加・協働の推進

- ・必要に応じて「住民投票」を実施し、結果を尊重する義務
- ・公共ニーズの把握の必要に応じて審議会等の委員の「市民公募」を実施する義務
- ・公共ニーズの把握の必要に応じて「市民意識調査」を実施する義務
- ・必要に応じて「市民提案」を求める義務

説明責任・情報公開・提供

- ・必要に応じて「説明責任」を果たす義務
- ・「公正で透明な手続」で行政サービスを実施する義務
- ・審議会等の「会議を公開」する義務
- ・必要に応じて「公聴会」を開催する義務
- ・必要に応じて「パブリックコメント」を実施する義務
- ・必要に応じて「行政監査」を実施し、意見を求める義務
- ・「情報公開」を実施する義務
- ・積極的に情報を提供することで「情報を共有する」義務

計画的な行政運営を実施する責務

効率的で柔軟な組織機構の構築

- ・職員の資質向上を図る義務
- ・職員のコンプライアンスを確保するための職場環境を整備する義務
- 「公共領域」全体を総合調整する義務

4．議会の権利及び責務（義務）

議会は、行政運営に対して、議会権能としての議決権・同意権・調査権・審議権・意見提出権等の諸権利を有するとともに、行政を統制する責務を負うものと考えられる。

また、議会は、地域における課題の抽出や解決策の検討・実施において、市民等の相互間における調整を担う責務を負うと考えられる。加えて、行政等が負うとした義務・責務の一部を負う。

一般規範として、具体的に示す「議会の権利及び責務（義務）」は以下のとおりである。

議会権能としての諸権利

- ・ 議決権
- ・ 同意権
- ・ 調査権
- ・ 審議権
- ・ 意見提出権

行政を統制する責務

市民等の相互間において調整を行う責務

参加・協働の推進

- ・ 必要に応じて市民等との対話集会を開催する責務
- ・ 公共ニーズの把握の必要に応じて参考人の意見を聴く責務
- ・ 必要に応じて「市民提案」を求める責務

説明責任・情報公開・提供

- ・ 必要に応じて「説明責任」を果たす義務
- ・ 必要に応じて議会、委員会等の「会議を公開」する責務
- ・ 必要に応じて「公聴会」を開催する責務
- ・ 「情報公開」を実施する義務
- ・ 積極的に情報を提供することで、「情報を共有する」責務

個人情報保護を義務とする責務

不参加により不利益を与えない責務

行政運営の循環（マネジメントサイクル）における運営規範

本章では、第 2 の原則である「計画的・市民参加型行政運営（マネジメント）」を実践していくために必要と考えられる「行政運営の循環の確立」の観点から、市民等、行政、議会など、地域共治（ガバナンス）を構成する主体が、どのような権利及び義務・責務を有するか、あるいは役割を担うか、行政運営の循環の場面ごとに整理する。

これは、前章「地域における自治を担う主体の権利及び義務・責務に関する一般規範」で整理した市民等・行政・議会の「一般規範としての権利及び義務・責務」を、町田市の行う行政運営の循環（マネジメントサイクル）の各過程に位置づけ、具体的な運営規範として整理するものである。

なお、議会権能については、現在の地方自治法に基づく議会・議員についての規定であるため、「議会の運営・活動に関する基本的事項についての規定」の制度化の状況、及び第 2 8 次地方制度調査会答申「地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申」[2005(平成 17)年 12 月]に基づく地方自治法の改正[2006(平成 18)年の通常国会を予定]の状況によっては、規定の見直しが必要となる。

各主体の有する一般規範及び運営規範と行政運営の循環（マネジメントサイクル）との関係を整理すると、表 1 (21 頁)のとおりとなる。

なお、本表の循環（マネジメントサイクル）に関する留意事項を述べておく。

公共における行政運営の循環（マネジメントサイクル）

公共における行政運営の循環（マネジメントサイクル）は、関係する主体の合意形成が最優先されるため、計画策定にあたっての問題抽出をスタートとして、「問題抽出」「計画決定」「執行（実施）」「評価（成果）」のように循環させている。

前過程の合意形成を踏まえて

行政運営の循環（マネジメントサイクル）において、まず、「計画決定」は「問題抽出」において合意形成された問題や課題の解決に向けての計画を決定する過程であり、次の「執行（実施）」は「計画決定」で合意形成された計画の執行（実施）をする過程となっている。そして、「評価（成果）」は合意形成された「執行（実施）」に対して評価（成果）を行う過程となっており、さらに、循環した、新たな「問題抽出」は、前の行政運営の循環における「評価（成果）」の合意形成を受けている。

このように、行政運営の循環（マネジメントサイクル）では、必ず前過程の合意形成を踏まえて、次の過程の合意形成がなされる。

以下では、行政運営の循環（マネジメントサイクル）の各場面を設定しながら、それぞれの場面に応じた運営規範について整理する。ただし、行政の義務・責務と市民等の権利の多くは表裏一体と捉えることができるため、簡潔さを重視して、行政の義務・責

務として記述している。

また、運営規範を検討の対象とする本章では、行政とは「町田市」のみを示し、東京都や国を含まないため、行政等ではなく、「行政」と記述している。

1. 問題抽出

【市民等への責務（義務）】

参加・協働の推進

問題抽出時における、「参加・協働の推進」は、市民等と行政が異なる視点から「政策」「施策」の課題を共有する観点から行われるものである。

市民公募

行政は、公共ニーズの把握の必要に応じて公聴会・ワークショップへの参加等の「市民公募」を実施する義務を負う。

市民意識調査

行政は、公共ニーズの把握の必要に応じて「市民意識調査」を実施する義務を負う。

市民提案制度

行政は、公共ニーズの把握の必要に応じて「市民提案」を求める義務を負う。

説明責任・情報公開・提供

問題抽出時における「説明責任・情報公開・提供」は、市民等が行政と「政策」「施策」の課題を共有し、公正で透明な開かれた行政の実現のために行われるものである。

アカウンタビリティ（会議の公開・公聴会の開催）

行政は、必要に応じて会議の公開における「傍聴・議事録閲覧」及び公聴会の開催時における「参加・意見交換」を行う義務を負う。

行政監査

行政は、必要に応じて「行政監査」実施し、監査事項への意見提出を受ける義務を負う。

情報公開・共有

行政は、問題抽出に係わる「情報公開」を実施する義務を負うと共に、積極的に情報を提供することで市民等と情報を「共有」する義務を負う。

個人情報の保護

問題抽出時における「個人情報の保護」は、市民等が行政と「政策」「施策」の課題を共有する際における、市民等の基本的人権の擁護のために行われるものであり、行政は、収集した個人情報を適正に扱う等、これを実施する義務を負う。

2. 計画決定

【市民等への責務（義務）】

参加・協働の推進

計画決定時における「参加・協働の推進」は、市民等が自らの意見を「政策」「施策」「市民等に重大な影響を与える事業（以下、「重大事業」という）」の計画に反映させ、市民等と行政との合意形成を図る観点から行われるものである。

住民投票

行政は、「投票請求」などを尊重して、必要に応じて「住民投票」を実施し、その結果を尊重する義務を負う。

市民公募

行政は、公共ニーズの把握の必要に応じて、計画決定に係る審議会等の委員の「市民公募」を実施する義務を負う。

パブリックコメント（意見募集）

行政は、公共ニーズの把握の必要に応じて「パブリックコメント（意見募集）」を実施し、計画決定への意見を受ける義務を負う。

市民提案制度

行政は、公共ニーズの把握の必要に応じて計画決定に対する「市民提案」を求める義務を負う。

説明責任・情報公開・提供

計画決定時における「説明責任・情報公開・提供」は、市民等が自らの意見を「政策」「施策」「重大事業」の計画に反映させ、公正で透明な開かれた行政の実現のために行われるものである。

アカウンタビリティ（会議の公開・公聴会の開催）

行政は、必要に応じて会議の公開における「傍聴・議事録閲覧」及び公聴会の開催時における「参加・意見交換」を行う義務を負う。

情報公開・共有

行政は、計画決定の状況に関する「情報を公開」する義務を負うと共に、積極的に情報提供を行うことで市民等と情報を「共有」する義務を負う。

個人情報の保護

計画決定時における「個人情報の保護」は、市民等の意向を「政策」「施策」「重大事業」の計画に反映させる際における、市民等の基本的人権の擁護のために行われるものであり、行政は、個人情報の利用を適正に行う等、これを実施する義務を負う。

【議会等への責務（義務）】

議会への報告

計画決定過程の透明性を図る観点から、行政は「市政に重大な影響を与える計画」の「議会への報告」を行う義務を負う。

3. 執行（実施）

【市民等への責務（義務）】

参加・協働の推進

執行（実施）時における「参加・協働の推進」は、市民等が「事業」の実施に協力する観点から行われるものである。

市民公募

行政は、必要に応じて、執行（実施）協力に対する「市民公募」を行う義務を負う。

パブリックコメント（意見募集）

行政は、公共ニーズの把握の必要に応じて「パブリックコメント（意見募集）」を実施し、執行（実施）への意見を受ける義務を負う。

市民提案制度

行政は、公共ニーズの把握の必要に応じて、執行（実施）に対する「市民提案」を求める責務を負う。

説明責任・情報公開・提供

執行（実施）時における「説明責任・情報公開・提供」は、市民等が「事業」に自らの意見が反映しているかを確認し、公正で透明な開かれた行政の実現のために行われるものである。

アカウンタビリティ（公正で透明な行政手続・会議の公開・公聴会の開催）

行政は、必要に応じて、「公正で透明な行政手続」、会議の公開における「傍聴・議事録閲覧」及び公聴会の開催時における「参加・意見交換」を行う義務を負う。

行政監査

行政は、必要に応じて「行政監査」を実施し、監査実施への意見提出を受ける責務を負う。

情報公開・共有

行政は、執行（実施）の状況に関する「情報を公開」する義務を負うと共に、

積極的に情報提供を行うことで市民等と情報を「共有」する責務を負う。

個人情報の保護

執行（実施）時における「個人情報の保護」は、「事業」の執行（実施）に際し、市民等の基本的人権の擁護のために行われるものであり、行政は、個人情報の提供を適正に行う等、これを実施する義務を負う。

不参加により不利益を受けない権利・不利益を与えない責務

執行（実施）時における「不参加により不利益を受けない権利・不利益を与えない義務」は、「事業」の実施に参加しない市民等の基本的人権の擁護のために行われるものであり、行政は、市民等の「不参加による不利益を与えない責務」を負う。

【議会等への責務（義務）】

議会承認

執行（実施）内容の妥当性を確認する観点から、行政は「重大事業」の「議会承認」を求める責務を負う。

4．評価（成果）

【市民等への責務（義務）】

参加・協働の推進

評価（成果）時における「参加・協働の推進」は、市民等が自らの意見を「政策」「施策」「重大事業」の評価（成果）に反映させる観点から、行われるものである。

市民公募

行政は、必要に応じて、評価（成果）に係る審議会等の委員の「市民公募」を行う義務を負う。

パブリックコメント（意見募集）

行政は、公共ニーズの把握の必要に応じて「パブリックコメント（意見募集）」を実施し、評価（成果）への意見を受ける義務を負う。

説明責任・情報公開・提供

評価（成果）時における「説明責任・情報公開・提供」は、市民等が「政策」「施策」「事業」の評価（成果）に際し、自らの意見が反映され、公正で透明な開かれ

た行政の実現のために行われるものである。

アカウントビリティ（会議の公開・公聴会の開催）

行政は、必要に応じて会議の公開における「傍聴・議事録閲覧」及び公聴会の開催時における「参加・意見交換」を行う義務を負う。

行政監査

行政は、必要に応じて「行政監査」を実施し、「監査結果への意見提出」を受け取る義務を負う。

情報公開・共有

行政は、評価（成果）の状況に関する「情報を公開」する義務を負うと共に、積極的に情報提供を行うことで市民等と情報を「共有」する責務を負う。

個人情報の保護

評価（成果）時における「個人情報の保護」は、「政策」「施策」「事業」の評価（成果）に際し、市民等の基本的人権の擁護のために行われるものであり、行政は個人情報の管理を適正に行う等、これを実施する義務を負う。

【議会等への責務（義務）】

議会への報告

評価（成果）過程の透明性を図る観点から、行政は「政策」「施策」「重大事業」の「議会への報告」を行う義務を負う。

・一般規範・運営規範と行政職務の循環との関係

表 1

一般規範	運営規範			
	問題抽出 事例	計画決定 事例	執行(実施) 事例	評価(成果) 事例
【市民等・行政】				
①参加・協働の推進				
住民投票		<input type="checkbox"/> 投票請求・投票実施		
市民公募	<input type="checkbox"/> ワークショップへの参加	<input type="checkbox"/> 計画決定への参加・参画	<input type="checkbox"/> 実施協力	<input type="checkbox"/> 評価への参加・参画
市民意識調査	<input type="checkbox"/> 調査への回答			
パブリックコメント		<input type="checkbox"/> 計画への意見提出	<input type="checkbox"/> 実施への意見提出	<input type="checkbox"/> 評価への意見提出
市民提案制度	<input type="checkbox"/> 問題抽出に対する提案	<input type="checkbox"/> 計画決定に対する提案	<input type="checkbox"/> 事業実施に対する提案	
②説明責任・情報公開・提供				
アカウンタビリティ				
行政手続				
会議公開	<input type="checkbox"/> 傍聴・議事録閲覧	<input type="checkbox"/> 傍聴・議事録閲覧	<input type="checkbox"/> 傍聴・議事録閲覧	<input type="checkbox"/> 傍聴・議事録閲覧
公聴会	<input type="checkbox"/> 参加・意見交換	<input type="checkbox"/> 参加・意見交換	<input type="checkbox"/> 参加・意見交換	<input type="checkbox"/> 参加・意見交換
行政監査	<input type="checkbox"/> 監査事項への意見提出		<input type="checkbox"/> 監査実施への意見提出	<input type="checkbox"/> 監査結果への意見提出
情報公開・共有	<input type="checkbox"/> 公文書公開	<input type="checkbox"/> 計画公開	<input type="checkbox"/> 公開・共有協力	<input type="checkbox"/> 評価結果公開
③個人情報保護	<input type="checkbox"/> 収集の適正な扱い	<input type="checkbox"/> 利用の適正な扱い	<input type="checkbox"/> 提供の適正な扱い	<input type="checkbox"/> 管理の適正な扱い
④不参加により不利益を受けないこと			<input type="checkbox"/> 不参加により不利益を受けない扱い 不参加による不利益を認めない 不参加による不利益を認めない	
【議会・行政】				
透明性、妥当性	<input type="checkbox"/> 報告	<input type="checkbox"/> 報告	<input type="checkbox"/> 承認	<input type="checkbox"/> 報告

議会の運営・活動に関する基本的事項についての規定

執行機関の長が提案する条例に、執行機関を監視する立場にある議会が自らを規律する規定を設けることはほとんどなかったが、2002(平成15)年の「生野町まちづくり条例」(現・兵庫県朝来市)を皮切りに、議会に関する規定を設ける自治基本条例が増えつつある。

確かに、執行機関 - 監視機関の関係を重視すると、議会に関する規定を設けることには慎重にならざるを得ないが、議会は自治体の機関であり、公共領域を担う一員としての役割の大きさを考えると、議会に関する規定も間接民主制の充実を図る観点から、「自治基本条例」に設けるべきであると考えられる。

1. 従前の例にみられる規定の内容

議会に関する規定の内容としては、従前は次の2つが考えられてきた。

(1) 最高意思決定機関であること

議会に付与されている立法権限に関する定め。これは、行政的な意思決定権限の行使によって果たされるべき政策を形成する機能に係わっている。

(2) 行政に関する監視の役割

議会に付与されている行政監視権限に関する定め。これは、長や行政委員会の決定・実施を監視・統制する行政監視機能に係わっている。

2. 提案の内容

「議会の運営・活動に関する基本的事項についての規定」に関する提案は、条例の要素として明記すべき事項と、今後更に検討を要する事項の2つに分かれる。

(1) 条例の要素として明記すべき事項

開かれた議会に向けた取組み

市民等が関心を持つ開かれた議会に向けて、町田市では、他市に先駆けて本会議のインターネット中継を行っているが、さらに常任委員会や特別委員会等のインターネット中継を行うなど、開かれた議会の実現に向けた取組みを明確にする条項が必要である。

開かれた議会運営のためにも、勤労者や女性など、多くの市民の傍聴が期待できる土日や夜間等の議会の開催を検討する必要がある。

議会と市民の関係の明確化

議員提出議案や議会の運営に関する、市民への説明責任を明確にする規定が必要である。

政策提言・立案など、立法機関としての機能を高めるための、市民との協働の規定が必要である。

新たな議会・議員の規定

市民の代表機構としての議会の位置づけを明記する。

議会の権限（役割）・責務と分けて、別に議員の責務に関する規定を設ける。

議員が市民等と地域における問題や課題を共有するため、「参加・協働の推進」「説明責任・情報公開・提供」「個人情報の保護」を実施する責務を負う規定を設ける。

議会事務局の体制の強化

議会における審議を充実し、政策形成機能の強化を図る観点から、公聴会、参考人制度の活用、議員をサポートする専門的集団としての議会事務局の体制の強化などに取り組む必要がある。

(2) 今後更に検討を要する事項

議員の代表性のあり方

市域を1選挙区として選ばれた議員は「地域」代表なのか、市民全体の「代表」なのかをもう一度考える必要がある。

町田市は、市域の縁端部を鉄道が通っていること、東西に長い地形、丘陵部と平坦部などをはじめ、市内には地域差がある。この地域差に議員はどう対応すべきかについても考える必要がある。

町田市全体を考える議会と地域代表が集まる議会の二院制化が可能かどうかを考える必要がある。ただし、地域共治組織との競合を考慮する必要がある。

新たな議会の可能性と位置づけ

様々な立場の市民の参加を目指し、定数数百人の無報酬議員による議会が可能かどうかを考える必要がある。

ヨーロッパの自治体のように、議会自らが執行機関となることが可能かどうかを考える必要がある。

地域共治（ガバナンス）組織に関する基本的事項についての規定

第一の基本原則として掲げる「地域共治（ガバナンス）」を実現するためには、市民や NPO、事業者等の様々な主体が地域社会において果たす役割を認識し、それぞれの権利と義務・責務を通じた協働関係を築くことが必要であり、その協働関係を支える地域的な基盤の一つが「地域共治（ガバナンス）組織」であると考えられる。

この「地域共治（ガバナンス）組織」は、「住民自治」の活性化を担う「地域コミュニティ組織」と「団体自治」を補完・強化する「地域自治組織」の役割との2面性を有している。

具体的な「地域コミュニティ組織」のあり方の検討に際しては、既存の地縁組織である町内会・自治会や商店街組織の活性化及びその活用、小学校区をコミュニティの単位としたまちづくりの必要性が、そして「地域自治組織」のあり方の検討に際しては、地方分権時代に即応するため、改正地方自治法で新設された地域自治区制度の創設など多様な考え方がみられたが、町田型「地域共治（ガバナンス）組織」の創設は、これからの町田市のまちづくりにおいて非常に重要なテーマであり、その創設に関する基本事項を自治基本条例の要素とすることが不可欠である。

なお、「地域共治（ガバナンス）組織」の実施に関する個別条例の制定においては、以下の点に留意して検討を行う必要がある。

1. 「地域共治（ガバナンス）組織」のあり方

町内会・自治会や商店街組織の活性化の必要性

町内会・自治会や商店街組織は、これまで地域活動を担う市民に最も身近な地縁組織であり、今後もその役割は期待される。しかし、高齢化に伴う事業の担い手の不足、参加率の低下など、町内会・自治会や商店街組織に内在する課題も少なからず認められる。特に、町田市の場合は、都市開発の単位による地縁組織である傾向が強いため、各町内会・自治会や商店街組織の人口規模の格差が大きいという問題もある。町内会・自治会や商店街組織の活性化については、その位置づけや役割を見直し、組織としての強化策や活性化策など、全体の仕組みを検討する必要がある。

新たな「地域共治（ガバナンス）組織」の担い手である多様な主体

新たな「地域共治（ガバナンス）組織」においては、固有の意味の住民に限らず、在勤・在学者、地域で活動するNPO、町内会・自治会、商工業者や商店街を含む事業者、法人、その他の諸主体が、互いに尊重し合いつつ、それぞれの公共的関心と力を出し合い、地域の体験に基づく知恵と結びつけて市民エンパワーメントを実現し、助け合っていくことが大切である。これは、基本理念である「共生と協働」の実現に繋がり、町田市のコミュニティ政策の観点からも十分な検討が求められるものである。

地域コミュニティの選択肢としての小学校区単位

地域活動やまちづくりを担う地域コミュニティの選択肢の一つとして、小学校区単位が考えられる。新たな「地域コミュニティ組織」の検討に際しても、町田市の小学校区の実態を十分に把握し、他の選択肢との比較を行いながら、地域コミュニティの基礎単位としての適正規模を十分に検討していく必要がある。

新たな「地域共治（ガバナンス）組織」としての「地域自治区」制度

改正「地方自治法」で「地域自治区」制度が創設されたことを受け、最も身近な地域の自治のあり方を議論する場として「地域自治区」制度の導入の提案もある。新たな「地域共治（ガバナンス）組織」として期待される「地域自治区」であるが、その構成を考えると、地域特性や活性度を十分に考慮した、新たな枠組みの検討が必要と考えられる。

また、地方自治法における制度要件から、町田市全域に「地域自治区」を創設する必要があるが、地域間における「住民自治」や地域活動に対する取り組み姿勢に隔たりがあることを考慮すると、先駆的な活動が行われている地域においては先行して創設できるよう、柔軟な制度運用の検討が必要と考えられる。

新たな「地域共治（ガバナンス）組織」の重層化

小学校区単位の「地域コミュニティ組織」の構成要素としては、地域のいくつかの町内会・自治会や商店街組織が主力となり、そこにPTAやNPOなど地域で活躍する諸主体が参加・協力して組織化されると考えられる。

そして、「地域自治区」は、いくつかの小学校区単位の「地域コミュニティ組織」を束ね構成されることが想定され、新たな「地域共治（ガバナンス）組織」は重層化するものと考えられる。

2. 「地域共治（ガバナンス）組織」の実現に向けて検討すべき事項

この5つの考え方を基礎とした新たな「地域共治（ガバナンス）組織」の実現に向けて検討すべき事項は、次のとおりである。

権限と予算の配分に関する検討

独立した地域組織として、行政からの受託業務を含め、一定の行政的権限や税金を原資とした「地域配分予算、地域交付金のような公的な財政的基盤」を有する組織とするかどうか、地域の課題の共有化とその合意形成、さらには解決策の実施の観点から、検討を要する。

コミュニティ基金の設立に関する検討

現在の指定寄付は、資金用途を指定することは可能であるが、特定の団体に限定することは困難であり、課税の点からも、減免の問題をはじめ、検討を要する点が多く見ら

れる。寄付などの社会的受け皿として、高齢者の個人資産をコミュニティ活動に役立てられるようなコミュニティ基金の設立など、地域共治組織の資金的基盤の強化を図るための制度づくりの検討も必要である。

地域を支援するNPOに対する支援に関する検討

新たな「地域コミュニティ組織」が設置されたとしても、地域の人達の努力だけではなかなか地域の活性化に結びつかない場合や災害救援活動など専門性が必要な場合には、「地域コミュニティ組織」だけでは解決し得ないことがある。一方で、区域に限定されない組織であるNPOが、それら地域における課題を活動やテーマとして位置づけ、NPOとしての専門性を生かして地域の体験に基づく知恵と結びつけて市民エンパワーメントを実現し、解決を図ろうとする動きも見受けられる。

現在、町田市においても町内会、自治会などの地域で活動する団体に対して、緑地保全、まちづくり、里山の農業に対する支援などを行うNPO活動が行われている。

そこで、「地域コミュニティ組織」の抱える課題とNPOの活動やテーマのマッチングを図るなど、地域を支援するNPOを行政として支援する制度づくりの検討も必要である。

中間支援組織（インターメディアリー）の役割と必要性の検討

現在、町田市においては、中間支援組織（インターメディアリー）として、福祉の分野では「(福)町田市社会福祉協議会」が、中心市街地の活性化では「(株)町田まちづくり公社」が活躍し、一定の成果を挙げている。さらに、コミュニティ活性化策のため、先進事例の情報提供や制度の適用にあたっての法的手続の支援など、活動主体を支援する新たな団体「中間支援組織（インターメディアリー）」を育成していくことも必要であると考えられる。

「地域コミュニティ組織」「地域共治（ガバナンス）組織」と町内会・自治会、NPO
との関係 【イメージ】



住民投票制度に関する基本的事項についての規定

1. 住民投票制度に対する基礎となる考え方

市民等が市政に民意を反映させる手段としては、第1に「市長および市議会議員の選挙」が、第2に「行政への参加・参画」があり、そして、第3の手段として「住民投票制度」が挙げられる。

2000(平成12)年10月に出示された、第26次地方制度調査会答申「地方分権時代の住民自治制度のあり方及び地方税財源の充実確保に関する答申について」において「我が国の地方自治制度の根幹は代表民主制であり、住民の意思の反映手段として、住民の直接選挙を通じて選ばれた長や議会が中心的な役割を果たすことを前提としている。しかしながら、複雑化した現代社会において、多様な住民のニーズをより適切に地方公共団体の行政運営に反映させるためには、代表民主制を補完する意味で、直接民主制的な手法を導入することも必要であり、このため様々な住民意思の把握手法が活用されているところである。いくつかの地方公共団体において実施されている住民投票も、こうした観点から行われているものと考えられるが、住民が投票によりその意思を直接表明するという住民投票の制度化の検討は、住民自治の充実を図るという観点から、重要な課題である。」との答申がなされたこともあり、原子力発電所の設置問題や可動堰などの地域問題や、「市町村の合併の特例に関する法律(合併特例法)」第4条に基づく住民投票に加えて、他市において制定されている「自治基本条例」においても、「住民投票制度」が組み込まれる事例が増えている。

行政としては、市民等の民意が反映されるよう市民意識調査、パブリックコメントをはじめ、既にできる限りの手段を取り入れているが、「市町村合併」のように市民等の意見が二分される事案や、将来を含めて市民等の生活に重大な影響を与える事案については、必ずしも十分とは言えず、最終的な合意形成を図る手段として、「住民投票制度」が自治基本条例を構成する要素として不可欠であると考えられる。

なお、住民投票の実施に関する制度づくりは、個別条例を設ける必要があるが、以下の点に留意して検討を行う必要がある。

2. 住民投票制度の方向性

(1) 制度的な拘束力

住民投票の結果を「最終的な意志決定」とするか、あくまでも「諮問的なもの」とどめるかを検討する必要がある。

(2) 発議権及び投票権

市民等との共生の観点から、発議権及び投票権の主体となる「住民」を検討する必要がある。「住民」に関する具体的な検討項目としては、「対象年齢」は何歳とするのか、「永住外国人」を含めるのか、「在勤・在学」を含めることは可能か、などが考えられる。

(3) 常設型住民投票条例と個別設置型住民投票条例

常設型住民投票条例

住民投票の対象となる事項をあらかじめ条例化しておくものである。

個別設置型住民投票条例

原子力発電所の設置、基地の移転など、ある特定のテーマについて住民投票を行うために特別に条例を制定するもの。住民からの直接請求によって制定されることが多い。

(4) 制度要件

発動要件

実施要件

有権者の発動署名をどの程度集めれば実施するのかを検討する必要がある。

発動主体

市民等から住民投票実施の請求を受けた場合、「首長のみが決定」「議会のみが決定」「首長と議会双方の同意による決定」「首長ないし議会のいずれか一方が決定」など、発議をする主体を検討する必要がある。

成立要件

最低投票率の設定

住民投票を実施した場合の、最低得票率をどこまで容認するかを検討する必要がある。

地域的問題、全市的問題、広域的問題

たとえば、施設に関する住民投票を実施する場合、「建設する地域の問題と把らえ地域限定実施」、「施設によっては全市的に影響を与える問題なので全市実施」、「施設を設置する地域や、施設の種類・規模によっては広域的な影響を与えるため、市域を越えて広域実施」などを検討する必要がある。

対象事項

ネガティブリスト（住民投票になじまない除外事項）

「国や他の自治体の権限に属す事項」、「重要な事項だが、特定の住民または、地域の利害に関する事項」、「単純に採否が可能でない事項」、「専門技術的事項」、「予算・決算、公務員の勤務条件などの事項」

ポジティブリスト（住民投票になじむ実施事項）

「合併、区域変更、名称など自治体の基礎条件に関する事項」、「公共施設の設置、大規模催事など主要事業に関する事項」、「課税の新設、起債など住民負担に関する事項」、「基本構想、主要条例など将来生活に影響を与える事項」

（５）技術的要件

情報提供

住民投票は二者択一で行われることがふさわしいため、選択した結果がどういう帰結となるのかまで、情報提供を明示するかなどを検討する必要がある。

区域

地域的問題について住民投票を行う場合、当該区域の認定についてなどを検討する必要がある。

自治基本条例の実施のために求められる諸条例及び組織

1．自治基本条例実施のための諸条例

これからの行政運営に不可欠な運営・活動に関するものとして、「地域共治（ガバナンス）組織に関する基本的事項についての規定」及び「住民投票制度に関する基本的事項についての規定」において、その実現性を担保するため、個別条例「（仮称）地域共治組織条例」、「（仮称）住民投票条例」を検討することの必要性を既に提案しているところである。

さらに、自治基本条例は、地方自治の本旨である「住民自治」、「団体自治」を具体化する根本的な条例であるため、「条例」でありながらも自治体の最高規範として位置付けることとしており、情報共有に基づく市民参加、共生と協働などを具現化する必要がある。

そこで、自治基本条例を支える条例として「（仮称）市民協働条例」、「（仮称）評価・マネジメントサイクル条例」、「（仮称）パブリックコメント条例」、「（仮称）議会条例」などの制定を検討する必要があると考えられる。

2．自治基本条例実施のための組織・推進機能

自治基本条例が制定されることで、行政運営の循環（マネジメントサイクル）の各過程において、情報の共有や市民参加が行われることになり、これまで以上に開かれた行政運営が行われることが期待できる。

そこで、自治基本条例の適切な運用やこの条例に基づいて定められる諸条例などのチェックを含めた推進機能を担う第三者機関として有識者、関係諸団体そして公募市民などからなる「（仮称）自治基本条例推進会議」の設置を検討すべきであると考えられる。

資料編

検討委員会委員および傍聴者、パブリックコメント意見要旨録

はじめに

- ・自治体としての町田市が、市民・行政・議会にとって、この自治基本条例の制定がどのように大切なことであり、どのような意義があるのかという一番大切な基本的な訴えがないのが残念。また、町田市の憲法となるべき基本条例を制定したいのだという検討委員会の熱い思いが感じられない文章なので、迫力に欠け、ごく普通の市民をぐっとひきつけることはない。(パブリックコメント意見)

自治基本条例制定の背景

- ・国連が採択した「子どもの権利条約」を踏まえて考えていただきたい。(パブリックコメント意見)
- ・「新しい権利の提唱」について、条例運営の上で、国の憲法と矛盾するような場合が出てきたら、市の基本条例を優先させるのかどうかをはっきりさせてから条例づくりに取り組んでもらいたい。(パブリックコメント意見)

自治基本条例の根底に流れる基調

- ・どこのまちでも共通するような項目はなく、町田市の特性を盛り込む必要があるのはわかるが、最高規範と位置づけるのであれば、憲法に書かれているような項目も外せないという考えも理解できる。(委員意見)
- ・民主主義の『安定装置』としての議会を、今回の自治基本条例の策定に当たって、真正面より言及することは難しい(時間的にも)。それは直接民主主義の手法をこの条例にどう反映させるかと言った議論への展開が予想されるからである。自治基本条例の「地域自治組織」が、町内会・自治会を含む地域の諸団体より構成された後は、議員の選挙推薦母体が政党や事業者中心から地域団体にまで広がるのが予想される。もし、この自治基本条例が議会に影響を与えるとすれば、地域に身近な代表の議会への参加により地域住民の議会への感心を高めるのに役に立つことも考えられる。直接民主主義の議論はこの後で十分かと思う。(傍聴者意見)
- ・角度を変えて、まちづくり基本条例として考えてみてはどうだろうか。「まちづくり」の基本理念(目標)として、住んで良かったまちだとするために、全市民が参加することが考えられる。そのようなことをすることにより、市民自治が確立されていくと考えている。(広聴会参加者意見)
- ・今回の答申(案)では、「市民参加・協働」という表現は多用されているが、「参

画」という言葉が表現されていない。また、これまでの行政の状況を観察してみると、「計画は行政がつくるので、あとは市民でやってくれ」というような印象を受けている。市民は、政策や施策を形成する段階で参画をすることを保障してほしい「市民参加・協働」ではなく、「市民参画・協働」としていただきたい。（広聴会参加者意見）

- ・ 将来、具体的な条例をつくる際は、町田市がこれまで行った様々な宣言は前文に必ず入れるようにしてほしい。（パブリックコメント意見）
- ・ 社会は相互に依存しているものであり、そこから自治基本条例というものが必要とされているのだということを前文で表現してほしい。（委員意見）

地域における自治の基本理念と基本原則についての規定

「地方自治の本旨」の実現

- ・ 自治基本条例が、地方自治というものを町田市のレベルで捉えなおして、市民活動の方向性を規定していくものであるとするならば、住民自治の考え方を冒頭に掲げることが必要なのではないだろうか。（委員意見）
- ・ 「市民自治の確立」。私たちは選挙という権利を行使して、直接、市の首長と議員を選び、自治権の一部を信託している。あくまでも主権者は市民であり、市政はその信託に基づくものである事を忘れてはならない。（傍聴者意見）

市民エンパワーメント

- ・ “地域住民の課題解決能力をはぐくむ学習”の推進や、市民の“エンパワーメント”（自立に向けた学習）を注目するべきだ。（委員意見）
- ・ まちづくりや地域社会の様々な課題に対する人々の問題意識や社会性を高めるためには、幼年期における教育、啓蒙が必要だ。（委員意見）
- ・ 年少期における地域社会との関わり方を自治基本条例の中でうたえば、地域社会は変わる。（委員意見）
- ・ 「市民エンパワーメント」について、「市民の課題解決能力の育成という観点から」というフレーズは、エンパワーメントの意を十分満たしたものとなっていない。例えば、「市民の体験に基づく知恵や機動力といった社会資源を活かしあうと共に」という文章を受けて、「市民の課題解決能力の育成という観点から」とすべきではないか。また、「地域に生きる」という表現は、「生きる＝住まう」という意で用いるとしたら、地域ガバナンスの主体の一部のみを取り上げることになるので、「地域を担いあう主体の～」とした方が、意を汲むものと思われる。（パブリックコメント意見）
- ・ 市民大学や公民館など、社会教育的な観点を見直すことが「市民エンパワーメント」の第一歩になるのではないだろうか。市民大学などを見直しながらさらに強化していくことが必要であり、そのようなことを記述してもいいのかもしれない。

れない。(委員意見)

地域共治(ガバナンス)

- ・ 市民団体相互間の協働促進のために、行政が果たすべき役割を規定することも考えられるのではないかと。協働の種類についても検討していかなければならない。(委員意見)
- ・ 「市民、事業者、団体間相互に協働を推進する市の役割」を実現するためには、各主体間の協議機関の設置が必要であり、そのことを条例の中にとつた必要がある。しかし、その前に、町田市役所庁内の縦割り行政を解消し、庁内の協議機関を設置し、連絡調整することが必要であり、そのことも基本条例の中にとつたべきである。(パブリックコメント意見)
- ・ 「町内会・自治会などのコミュニティ」という表現になっているが、これでは従来型の考え方に近い印象を受ける。コミュニティは、地域によっては、町内会・自治会にとどまらない様々な組織が結びついたり離れたりしているので、「町内会・自治会を含む」など、NPO や各種団体も含まれる表現にしないといけないのではないだろうか。(広聴会参加者意見)

計画的・市民参加型行政運営(マネジメント)

- ・ (これまでの町田市の行政経営スタイルについて) 必要に応じて年度計画に無いサービスを実施するのは、従来の行政スタイルとは異なってむしろ民間的なスタイルとして新鮮味を感じ評価したい。(傍聴者意見)
- ・ 町田市は過去に、長期的な計画に添った形で行政を運営せず、「場当たりの」に対処していたということだったが、今後は計画的要素を取り入れる必要があるのではないだろうか。すなわち、「課題対応型行政」から「計画的行政」へとということになる。計画については、どのようにするのかということが重要であり、市民の参加・参画は重要な要素になる。(委員意見)
- ・ 「場当たりの」という否定的な表現と「課題対応型行政」という柔軟性のある表現では、下す評価が異なってしまう。計画ばかりつくって実態はどうなのかわからない自治体もある。(委員意見)
- ・ 果たして、長期計画、基本計画を持つことがいいことなのだろうかという考えもある。社会や経済の動きが激しく、歳入も不安定な中で、固定的な計画を策定すれば、対応する財政フレームをつくる時に問題が生じる。(委員意見)
- ・ 計画がない方がいいという人はいないと思う。機関委任事務がなくなり、自治事務が増えると、計画がないと、行政に付託している市民としても不安が出てくるのだと思う。この検討委員会で議題に上っている「計画」というのは、どの程度の深さのものを指すかによってニュアンスが異なってくるものだと思う。(委員意見)
- ・ 計画的な行政運営とは、計画を立てることよりも、計画策定の過程において、

- 様々な形で市民を参加させ、市民の意向を反映するというところに意義があるのだと思う。民主的コントロールが可能なのであれば、「状況に応じて機動的な変更もありえる」という表現を記述できればいいのではないだろうか。(委員意見)
- ・ 「計画」とは、地域における活動も含み、共通の目標を達成するための計画であり、市民参加・参画による計画というイメージの表現も加えていただければと考えている。(委員意見)
 - ・ 限られた資源を有効に配分するという側面からも、今後は「計画的行政」を取り入れる必要性があるのではないだろうか。(委員意見)
 - ・ 行政運営の手法として、P D C Aを導入することはそれこそ行政実務の原則であって、自治基本条例の内容のメニューとは全く次元を異にしている。行革の実施計画として位置付けるべきであろう。むしろ、これから始まる市民側の事業推進への管理手法としてP D C Aを導入することは歓迎だ。例えば、自治基本条例の下位に来る『市民活動推進条例』に、この概念は入れるべきであろう。(傍聴者意見)
 - ・ 「行政運営」という言葉が行政の内部的意思決定のことを指すのか、行政が行う施策全体を意味するのか、テーマによって少しずつれているという印象がある。(委員意見)
 - ・ 「行政運営」というのは、サービスも含めて組織としての行政が司っている部分という解釈をしているので、「行政運営」を担う主体の中心は行政であって、議会・議員、事業者、市民等は、関与はするけれども中心的な主体ではないと考えている。(委員意見)
 - ・ 主権者としての住民が行政を担うという表現は正しいと思うが、「行政運営」の主体は行政でしかあり得ないと思う。その意味では、行政の責務・義務・役割が第一義的にあるが、議会・議員や事業者、地域の組織や身近な仲間、市民等は、行政がこれまで計画、執行してきたことに対して協働していくということが考えられる。そして、協働する上でのルールづくりを整理する方が理解しやすいのではないだろうか。(委員意見)
 - ・ 公共空間においては、市民等も行政も協働で行っていくということだが、行政の内部的意思決定についても、市民と行政の間に何らかの協働が必要かもしれないという議論がある。法律の壁などがあり困難な部分はあるかもしれないが、問題提起し議論する意義はあると思う。(委員意見)
 - ・ 従来、典型的に(行政の)「内部」だと考えられていた仕様の決定や契約条件の決定についても協働を進めようという市もある。町田市ではどの程度の規定を設けようとしているのか、強い関心を持っている。(委員意見)
 - ・ 市民活動全体と行政との関わり方も検討していただきたい。(傍聴者意見)
 - ・ 個人のボランティア意識にだけ頼るのは無理があり、具体的な参加システムを構築すれば、将来的には地域社会が良い方向に向かうのだと思う。(委員意見)

地域における自治を担う主体の権利及び責務（義務）に関する一般規範

市民等の権利、責務

- ・ 市政運営の企画立案から実施、評価、見直しにいたるマネジメントサイクルの各過程への「参画」を「市民の権利」として明確に規定すべきだ。（傍聴者意見）
- ・ どのような企画でも、住民の 100%が賛成というのはあり得ない。住民の参加はそれぞれの判断で自主的になされるべきであり、「住民等の責務」には反対。（パブリックコメント意見）
- ・ 罰則をどのような形で具体的に発令し、市民にもリスクを認識させていくかということを考えないと、条例は効果を上げないのではないかと。（委員意見）
- ・ 「市民等の責務」を要求しても無駄であると思う。責任を果たすという意識を持った市民になってもらうための教育・啓発を受ける権利・義務が、生涯教育としてうたわれる必要がある。（パブリックコメント意見）
- ・ 地域社会における貢献や福祉などについては、事業者も担っていく必要があると感じているので、「地域社会で経済活動を営む事業者」という言葉を是非入れてもらいたい。（委員意見）
- ・ 在住民と事業者は別物であり、市民と事業者の間でまちづくりの上で係争になることも多い。「事業者」にも「参加・協働の推進を担う責務と具体的施策に協力する責務」があることは理解できるので、「事業者の責務」として別に取り扱うべきである。（パブリックコメント意見）
- ・ 市政の基本的なあり方、政策を考えるには、「まちづくり」というだけでは、若干偏りがある（狭い）という感じがあるので、「市民等の権利」の「まちづくりに参加する権利」は、「市政に参加する権利及びまちづくりに参加する権利」と記載してほしい。（広聴会参加者意見）

行政等の責務（義務）

- ・ 主体の権利、責務（義務）のところでは問題だと思えるのは、「行政等」というくくりで、町田市の中で、市長以下、理事者、職員が一括して入っている規定になっているのだが、市長を含む理事者、職員については、「行政等」とは別のくくりで一般規定を設けるべきだと考えている。職員の職責というものが市民の信託に由来していることを考えると、職員については特に、公益通報制度のあり方を検討するという提言をしてみてもどうかと思う。（広聴会参加者意見）
- ・ 「行政等の責務（義務）」について、業務を遂行する責務が記載されていない。市長の諮問によってできた審議会等が答申を提出後、市が実行可能なものを選択し遂行していくべきものなのだが、実行されたケースが少ない。町田市として、自分の市長が諮問した審議会の結果を遂行すべきだ。（広聴会参加者意見）
- ・ 「行政等の責務（義務）」について、町田市が出資している第3セクターについて、「基本的に行政主体としての町田市と同様に扱うべき」という表現はいかが

なものかと思う。第三セクターの赤字を市民の税金で補填することを是認する表現になるのではないだろうか。削除していただきたい。(広聴会参加者意見)

- ・ 「町田市が出資している第三セクターなどへ」の規定については、行政の理事者や幹部職員の実質的な天下り先としての構造を考え合わせても、情報の公開を含めた行政と同等の責務を負うべきであり、基本的には原案のままでよいのではないか。(パブリックコメント意見)

議会の権利及び責務(義務)

- ・ 議会・議員に関する項目が少なく、また総括的で、やや具体性に欠くのではないだろうか。(委員意見)
- ・ 「議会の権利及び責務(義務)」における「行政を統制する責務」については疑問。(パブリックコメント意見)
- ・ 議会の「説明責任」すら「必要に応じて」のみ果たされるとの記述になっている。これは「市民の知る権利を守るため」に確保されなければならない。(パブリックコメント意見)

行政運営の循環(マネジメントサイクル)における運営規範

- ・ マネジメントサイクルの観点から、計画の策定段階だけではなく、実行、チェックの段階において、議会がどの程度関与していけるのかということが知りたかった。(委員意見)
- ・ 要素の詳細まで自治基本条例で記述されることはないかと思うが、計画の策定段階における市民等の参画等を考慮すると、詳細な要素の設定は極めて大きなテーマとなるのだと思う。(委員意見)
- ・ 往々にして、基本計画や合意事項等については、立案、合意、確認段階が終わると忘れてしまい、実際の実行段階の活動が曖昧なままで終わってしまうケースが見られる。そのような事態を極力避ける上から、民間参画の取組み例を具体的に設定して検証してみたり、いくつかの取組みの実際成功例を実績として残しておきたい。(委員意見)
- ・ 各マネジメントサイクルの中で、行政、議会、住民のいずれからもアクセスができる多くのチャンネルの設定が求められる(首長直属諮問会議、住民投票制度、パブリックコメント、情報コンシェルジュ体制など)。(委員意見)
- ・ マネジメントサイクルにおける運営規範で画期的なのは、各過程の進め方は、前過程の合意形成を踏まえるという点であるが、運営規範の項目で初めて出てきている表現であるので、もう少し説明を加えてほしい。例えば、「参加・参画する主体が、互いの意見に耳を傾け、様々な角度からひとつの合意を見出していく手法であり、単なる多数決や根回しといった旧来の手法とは全く異なる決議方法をいう」などの解説をつける必要がある。(広聴会参加者意見、パブリッ

クコメント意見)

- ・自治基本条例に関しては、抽象的な規定を設けるだけでは、行政側に「審議会を開催している」と「市民参加のアリバイ」をつくったとして逃げられる可能性があり、それでは意味がない。市民参加の新しい形態を、従来の政策を批判する形で提示していただきたい。(広聴会参加者意見)
- ・広く市民の意見を反映させるという観点からパブリックコメント制度が導入されたが、行政の提案に意見を述べるだけの制度では、市民のニーズの反映にも限界があるのではないだろうか。最近では、各段階において意見を言う機会を保障するために市民会議が各地で創設されており、そのような組織をつくっていることは大事なことと考えている。(広聴会参加者意見)
- ・答申案・基本原則では、市民等の「計画策定段階からの参加が不可欠」と挙げつつも、市民公募などは「必要に応じて」行われると、その『参加』は都合により制限できると思わせる記述が多い。これは本来なら「市民の参画の権利を守るために」行われるべき事ではないのか。(パブリックコメント意見)
- ・「評価」については、第三者機関の設置が必要と考えられ、「公募」と別の次元で考えるべき問題。(パブリックコメント意見)
- ・「マネジメントサイクルの運営規範」の計画決定の項で、市民公募について「計画決定への参加・参画」という表現があるが、他の箇所の記述では単に「参加」という表現にとどまっている。この条例の理念・原則に照らせば、単なる「参加」ではなく、計画立案からの参加=参画という記述がふさわしい。もし、「参画」が一般的認知を得ていないがゆえに「参加」を使っているのであれば、むしろ「参加・参画」とすべきではないか。(パブリックコメント意見)
- ・「執行(実施)後の議会の同意」は注目されるのではないだろうか。すなわち、地方自治法に規定される議決案件ではないが、民主主義を強化するために議会に報告し、同意を求めるのだと理解している。(委員意見)

議会の運営・活動に関する基本的事項についての規定

- ・傍聴者の意見などを拝見していると、自治基本条例が町田市の「憲法」という位置づけで、市民が直接自治に関わっていく喜びがあるという印象を受けているが、行き過ぎると議会の存在意義を否定しかねないのではないかと。市民が意見を唱えることは必要だが、議会を飛び越えるような発想は控えるべきだと考えている。(委員意見)
- ・多くの人が議会の形骸化を指摘している。その原因は、機関委任事務で国の請負的な仕事が多かったことで、独自性を発揮しにくかったことに起因している。しかし、現在、状況が新しく変わっているということ踏まえた上で、過去の議会改革の議論などを振り返ることも必要になってくると考えている。(委員意見)

- ・ 議会は既に行政に対して強い権限を持っているので、単純な参加・参画ということではないと思う。(委員意見)
- ・ 議員が議論する場合は、多いようで少ない。行政が提案してくる事業が非常に多いため、その審査をすることで精一杯の状態になっており、議会の中で、議員同士が議論する機会は不足していると感じている。議会の合間に調査活動もするが、市民の要望も多様になり、その対応で時間をとることも多くなった。また、時代の変化が激しい中で、行政も議員も制度の変化や運用方法について検討・対応することに追われているのが現状である。(傍聴者意見)
- ・ 自治事務で市民参加を尊重することになると、地域意見及び意見の取りまとめ等で議員との職務域と重複し、混乱を招く恐れがある。住民参加範囲と議員職務範囲を条例等ではっきり区分けし、意見参考または議決に準じる意見かをはっきりさせる必要があると思う。今後、住民自治において、議員の活動と市民参画は同等の活動とみなされることと思う。選ばれる住民、企業等の代表者の選定方法には、公平・公正が求められるので、選挙管理委員会を主管課とした慎重な取組が必要と思われる。選定市民の活動報酬についても無償で行い、議員の仕事を補助する立場になるので、議員定数及び報酬の見直し、議会委員会、専門委員との協調活動を実施し、情報共有化、議会予算を合理的に活用すべきだと思う。(パブリックコメント意見)

開かれた議会に向けた取組み

- ・ 自治基本条例を議決するのは議会だということを考えると、議会が自己改革として、どのような方向性に向かっていくかという、市民に対する「議会の宣言」としての条文になるのだと思う。中身としては、「市民が傍聴しやすく関心を持ちやすい議会にしていく」という内容を、議会として今回の自治基本条例の中で宣言していただければ面白い。議員というのは自治体の規模に関係なく敷居が高いという印象を持っている中で、様々な立場の市民が適切に選出される、市民に開かれた議会になるということを宣言することは大きな意味があるかと思う。(委員意見)
- ・ 「開かれた議会」という提案が出されているが、町田市では現状でもインターネット上で議会中継を行っている。また、各議員は独自の紙媒体を発行し、情報提供を積極的に行っている。それにも関わらず、あえて、「夜間議会の開催」を提案する必要があるのかは疑問だ。(委員意見)
- ・ 「土日や夜間等の議会の開催を検討する必要がある」とあるが、現状どおりでよい。(パブリックコメント意見)
- ・ 「議会」について、議員の有志と市民が参加し、対等に話し合う場としての懇談会を設ける規定を設けてほしい。議員は票になることのためにしか働かないという意識を打破するためにも、そのような規定を設けてほしい。(広聴会参加)

者意見)

議会と市民の関係の明確化

- ・ 議会の規定については、議決機関・立法機関としての役割だけでなく、あるべき姿や市民の信託、市民との協働という観点からも議論していただきたい。(傍聴者意見)
- ・ 行政の問題だけではなく、市民自治や地域自治などのミニ組織が地域で活発化してきているのは事実であり、主体が非常に多くなる中で、議員という立場が旧態依然としている印象は免れず、議会の立場をもう一度考え直さなくてはならないのではないだろうか。(委員意見)
- ・ 日本の自治体は、議会と首長を住民による直接選挙で選出する二元代表制を採用しているが、「参加・参画」という表現がある時には、それは行政側・首長側に対する市民の参加・参画を意味している場合が多いようだ。そのことは、議会が住民の意見を十分に汲み取りきれていないという実態の反映とも理解できるのではないか。(委員意見)
- ・ 市民と議会の関係が曖昧なままになっているところが極めて気掛かりだ。議会が、現状では注目されているとはいいがたい状態である。(委員意見)
- ・ 地方議会は機能していないと思っていたが、町田市の職員の感想としては、議会は活発だという評価もあった。そうであるならば、議会の力ももう少し発揮できる表現を自治基本条例に反映できないだろうか。選挙の時だけではなく、恒常的に市民と議員の交流機会を設けるということも考えられると思う。他の自治基本条例では、議会に関する表現があっても、ありきたりなものにとどまっている。(委員意見)

新たな議会・議員の規定

- ・ 議会の役割を列挙するだけでは不十分で、会議規則の改定も含めて考えることが必要である。具体的には、「市民の信託に基づく代表機構としての議会の位置づけを明記する」「言論の府である議会の本質に基づき、議員間の討論を基本においた運営を行う」「意思決定のプロセスを市民に明らかにするためにも、代表者会などを原則公開で行う」「公聴会など、参考人制度を十分活用し、審議のプロセスへの市民の意思の反映を行う」「開かれた議会運営を行うためにも、夜間議会の開催や市民との交流や情報の共有化を進める」「市民への説明責任を明確にする」「政策提言など、立法機関としての機能を高めるためにも市民との協働を積極的に行う」「議会の権限(役割)と責務と、議員の責務とは別に規定する」「資料調査や収集など、議会機能を強化し、議員をサポートする専門的集団としての議会事務局の体制を強化する」ことなどが必要である。(傍聴者意見)
- ・ 議会の役割強化として、現在、基本構想については議会の議決事項になっており、それに基本計画を参考までに添えていると聞いているが、この基本計画自

体を議決事項とすることを検討する（宮城県議会の例を参考に）。また、基本計画を受けて各部門が策定する部門計画を、議会に報告する制度とすることを検討する。（傍聴者意見）

議会事務局の体制の強化

- ・ 「議会事務局の体制強化」では、議会事務局が「議員をサポートする専門的集団」として機能することを提案している。これは、議員が調査権を有し、主体的に調査活動に取り組むべきだという趣旨だと思うが、そうであれば、もっと明確な表現を採用するべきだ。（委員意見）

議員の代表性のあり方

- ・ 「議員は地域の利益代表」という側面も無視できないのではないだろうか。したがって、「地元から議員が選出されない」ということになるし、そのようにして選ばれた議員が何をするかは想像できる。（委員意見）
- ・ 現状の議会、議員のあり方を前提にするよりも、自治基本条例によって変えていくという姿勢の方が重要であると考え。例えば、現在の議員が担っている地域代表的な役割は、実際は市民が行政と直接交渉することのできる分野であり、議員には、市政のあり方、方向性など、より高レベルな課題に取り組んでいただきたい。自治基本条例で、議会の位置づけとして考えられるのは、行政の意思決定に住民の意向を反映させるようにするための「道具」であり、行政と市民の間の「補完機関」としての役割である。その役割を明確化するためには、議会事務局に市民委員を配置するとか、議会広報を市民が担うとか、市民と議会の懇談会を頻繁に開催するなどの変革がされていくものと考え。また、自治基本条例に「議員は市民全体の代表」という規定を明記する必要がある。その上で、地域組織を設立した場合の議員の位置づけを検討していけば良いのではないだろうか。（傍聴者意見）
- ・ 町田全体のことを考える議会と、各地区の代表者が集まる地域代表議会を分けて創設するというのも考えられるのではないかと。議員を、「町田全体のことを考える人を選ぶ」というようにするのか、「地域の自分たちの代表として町田市議会に行ってもらおう」ということにするのか、大きな分かれ道になると思う。（委員意見）
- ・ 市域を1選挙区として選ばれた議員は、市民全体の「代表」であってほしい。仮に地域代表であるとする、「地域自治区制度」との絡みはどうなるのだろうか。議員が地域代表という考え方を推し進めていくと、先駆的な活動地域と優秀な議員がいる地域とそうでない地域の格差が非常に大きくなり、市全体で見たとときに行政サービスに大きな不公平感が生ずるので、市民にとってこれは絶対に回避されなければいけない。（パブリックコメント意見）

新たな議会の可能性と位置づけ

- ・ 国の二院制みたいなものが自治体レベルでもできないかとか、執行機関の機能の多くを議会が持っているということがヨーロッパでは見られることも参考になるかもしれない。また、議員報酬を無償にして定員を大幅に増やし、夜間議会にするなど、様々なパターンが考えられると思うが、あまり現実的に考えると新しい発想は生まれにくいと思う。(委員意見)
- ・ 現在の代議制は十分に機能しているとは言えず、問題抽出とそれを真剣に協議、実行していくという観点からは、議会の二院制は注目されるので、基本条例に書き込まれる必須条件とするべきだ。「市全体を考える議会」と「地域代表の議会」は、ある1つの理想的な仕組みであり、「地域代表の議会」は無報酬もしくは薄謝とするボランティア議員で構成し、「市全体を考える議会」は、その名の通り、市全体を見渡しての代表としての機能をすることが望ましい。(パブリックコメント意見)

地域共治（ガバナンス）組織に関する基本的事項についての規定

町内会・自治会や商店街組織の活性化の必要性

- ・ 今の町内会・自治会は、惰性で運営されている側面があり、何とかしたいと考えている。行政には予算の面で多少支援をいただきたいが、組織についてはわれわれの手で再構築しなければいけない。(委員意見)
- ・ 検討委員会での審議を通じて、町内会・自治会への期待が高いと受け止めているが、実際にはそこまで町内会・自治会の意識が向上していないのが現実だ。(委員意見)
- ・ 行政サービスは減っていくので、町内会・自治会の重要性は増していると考えている。(委員意見)
- ・ 自治基本条例における町内会・自治会の位置づけについては、現在の任意団体としてではなく、きちりとした裏づけをいただければと思っている。(委員意見)
- ・ 「地域自治区」、「住区協議会」等々、町田市でも一度は検討しては如何かと考えます。主として自治会・町内会については、諸組織（NPO、商工会他を含む）の中で、戦後60年を振り返り、今やその役割と機能についても徹底的に見直しが必要と考えます。(委員意見)
- ・ 町内会のお金について、地区や班により使い方が不透明なところがあるので、会計報告の方法や監査の強化はできないだろうか。また、町内会と子ども会の資金面での協力ができていない地区があるように見受けられる。(パブリックコメント意見)

新たな「地域共治（ガバナンス）組織」の担い手である多様な主体

- ・ 地域コミュニティ制度では、新たな地域コミュニティの創設を検討すべきだ。改正地方自治法で、「地方自治区制度」が創設された事を受け、もっとも身近な地域の自治のあり方を十分議論すべきだ。その構成についても、既存の地縁組織で置き換えるのではなく、地域を形づくっている地域住民、市民団体、学校や事業者など、多様な主体を考慮すべきである。また、独立した地域組織として、権限と予算のある「地域協議会」を創設する。そして、地域自治の確立のために、地域の課題の共有化と合意形成を図ることで、地域の自治の実現を図る事を目標に掲げることが重要である。末端行政の代行や、地縁による束縛とボス支配からの離脱が、自治組織として有効に機能する為の最低要件である。（傍聴者意見）
- ・ 今後、町田市で自治基本条例の条文が作られても、実際の地域自治の担い手である組織（地縁・地域・職域等から NPO）への住民参加・組織率の向上と協働事業活動の推進を、きちんとした制度・仕組みとしてつくっていくことを議論・検討し、担保していくために自治基本条例として制度化していくことが、町田市にあって形骸化しない自治基本条例を検討する焦点となってもらうことを希望する。（傍聴者意見）
- ・ NPO は行政の支援に頼らない団体も多く、工夫しながら、自分たちの考える公共サービスを提供してきた。しかし、共通部分については一緒に行動していきたいという思いもあり、そのような意味での「協働」を盛り込むのは歓迎できる。（委員意見）
- ・ 自治会・町内会だけにまちづくりの責任を押しつけるのではなく、地域団体を結集した協議会、即ち『地域自治組織』への再構築を進めることが、自治会・町内会を強化する仕組みとして意義があるのではないだろうか。（傍聴者意見）
- ・ 地域の市民活動を活発化させるには、町内会・自治会等と市民の有志グループとが一体的に連携していくことが必要です。実際的で有効な方法（しくみ）を検討していただきたい。（傍聴者意見）
- ・ 公共サービスの質と量を確保していくために、市民社会の中にある公共的な力を掘り起こすことが必要であり、そのことが「協働」であると理解している。（委員意見）
- ・ コミュニティの担い手となる住民の地域自治への参加と議論・協議の場の必要性を検討することは、町田市の自治基本条例を考えていく上で、とても大切なことだと思う。（傍聴者意見）
- ・ 自己統治のシステムでは、基本的には、自立した責任ある市民というのが大前提にあるのは間違いないと思う。（委員意見）

地域コミュニティの選択肢としての小学校区単位

- ・ 仮に、小学校区コミュニティにおいて、行政との協働の受け皿を構築する場合、町内会・自治会が中心になってもらわないと困るという面もある。(委員意見)
- ・ (小学校区単位とするコミュニティについて) 家庭の事情等で隣、または遠方の学校区に通学している家庭はどうするのか、情報を集めて検討してほしい。(パブリックコメント意見)

新たな「地域共治(ガバナンス)組織」としての「地域自治区」制度

- ・ 自治基本条例の策定にあたっては、組織の再編すなわち地域自治区などの組織をうまく組み合わせなければと考えている。(委員意見)
- ・ これからの地域における自治活動は、「地域自治区制度」を俯瞰しながら、地域の課題を洗い出し、地域の問題は先ず地域で解決していくという自主・自律の活動が求められている。そして、それを担っていく主体は地域住民や旧来からの地縁団体だけではなく、地域で活動する市民団体・NPO、地域に事務所を構える事業所や大学などの教育機関であることが望ましいと考える。(傍聴者意見)
- ・ 最近、地域協議会や住区住民会議を創設する地方自治体が増えているが、必ずしもうまく機能していないところもあるようだ。それは、自主的な組織なのか行政の一端なのか、位置づけ・役割が整理されていないからなのだと思う。したがって、町内会・自治会と地域協議会の役割や、議会と地区組織の関係も考慮しながら、全体の仕組みを整理する必要がある。(委員意見)
- ・ 地方自治法の「地域自治区」制度についても使いにくい部分があり、採用する自治体はあまり多くない。しかし、1990年代以降、独自に地域自治のあり方を模索してきた自治体はある。(委員意見)
- ・ なんでも市に意見・要望をするのではなく、住民が主体となりその問題を地区内でまず討議して意見を統一させ、自治地区内で何が問題で何をどれだけ行えば問題を解決出来るということを判断のできる、自立した自治地区の能力を育てる必要があると思われる。多様化する問題の解決には、住民の協力と理解が不可欠であり、住民自治の能力向上は市政の経済的、合理的な執行に寄与すると思われる。(パブリックコメント意見)

新たな「地域共治(ガバナンス)組織」の重層化

- ・ 地域における課題は、原則として住民の発意(提案)の中から見つける。この課題の提案があったときは、町内会長を中心として構成する「地域自治評議会」で協議して実行する。「地域自治評議会」が設定をしたときは、住民、諸団体・グループと行政が協働して(一緒になって)実施計画の作成と実行組織の形成を行い、地域住民の課題解決能力を高める方法を考える。政策目的に応じた参画の方法、協働の方法を考え、成果が上がるようにする(とくに、NPO、市民グループの連携を強め、ネットワーク化を推進)。関係する団体の積極的な協力が

得られるよう、行政が主導して連携（ネットワーク化）を進め、人材育成施策を充実する。（傍聴者意見）

- ・ 「地域コミュニティ組織」や「地域共治（ガバナンス）組織」の図では、町内会・自治会を中心に描かれているが、個人的には、町内会・自治会の役割は極めて限られていると感じている。（広聴会参加者意見）

権限と予算の配分に関する検討、コミュニティ基金の設立に関する検討

- ・ 市民活動ファンドの創設など、様々な工夫を考えていかないと協働は成り立たない。（委員意見）
- ・ 東欧諸国では%条例をやっているし、日本でも市川市で、住民税の1%を自由に使える1%条例を施行しているが、そのような制度を自治基本条例に位置づけられれば、原資を必要とするボランティアや各種団体に支援ができるので、よいまちづくりを行えるのではないだろうか。（広聴会参加者意見）
- ・ 何らかの形で直接民主主義的な行動を生み出す制度があってもいいと思う。自主的な形で資金を配分できるのは良い試みなのではないだろうか。審査委員会の設置や基準の設定など、手続上の問題はあっても、検討の余地があると考えている。（委員意見）
- ・ 個人的にはこのような制度（コミュニティ支援制度）は必要であるとは思いますが、議会の予算に対する権限を減殺する結果になり、財政民主主義上の問題を抱えていると認識している。（委員意見）

地域を支援するNPOに対する支援に関する検討

- ・ 市民活動の中のある種の部分については、専門職性を活かして使命を果たしているNPOがあり、それが公共の重要な一部であるという認識を持つべき。（委員意見）

中間支援組織（インターメディアリー）の役割と必要性の検討

- ・ 「中間支援組織（インターメディアリー）の役割と必要性の検討」について、「安心」「安全」分野については、すでに町田交通安全協会、町田防犯協会、町田市消防団があると思う。（パブリックコメント意見）
- ・ 防犯協会が地域の防犯活動間の連絡調整などを行っているのであれば中間支援組織と言えると思うが、交通安全協会などは必ずしもそのような活動はしていないのではないだろうか。消防団も全市を統括する協議会のようなものがあって、地域の消防団活動を支援したり、情報提供をしたりしていれば中間支援組織と言えると思う。（委員意見）
- ・ 政策提案能力が活性化することが協働にとっては重要であり、地域の専門家や活動家が結集する組織が、本来の中間支援組織なのではないかと思う。（委員意見）

住民投票制度に関する基本的事項についての規定

- ・ 議会が住民投票条例を支援するということは、自らの責任を放棄するということだと理解している。住民投票を行っても、最終的な承認機関は議会であるという歯止めはかかっているものの、議会は責任を持った判断を下さなければならない。(委員意見)
- ・ 住民投票制度の趣旨は、議会の重要性を認めた上で、4年に1度しかない代議制とは別のルートをつくって住民の意思を反映していく必要があると理解している。様々な住民の考え方を様々なルートを経由して市政に反映するという観点を、自治基本条例中に記載していくべきであると考えている。(委員意見)

自治基本条例の実施のために求められる諸条例及び組織

自治基本条例実施のための組織・推進機能

- ・ “自治推進委員会”のような組織の設置も必要とあれば、時限立法化しても良いのかもしれない。(委員意見)
- ・ 「市民エンパワーメント」という理念を実現するための、具体的手法や仕組みに関する記述がやや不足している。これまでの形式的な審議会等への参加形態を改め、公募市民の割合や委員構成など組織のあり方や運営ルールなどを検討する、開かれた組織の設置が必要であり、「自治推進委員会(仮称)」の役割のひとつとして位置づけられてもいいのではないかと。(パブリックコメント意見)
- ・ 「公共ニーズの把握の必要性に応じて」という言い回しが多用されているが、「必要」を判断するのは誰なのか。行政判断に恣意や裁量的な判断が挟まる余地はないのかという疑念は残る。そのような要素が働かないように、自治基本条例の運用、推進、チェックを含めた機関を設け、職員への条例の遵守の徹底を図ることにより、恣意や裁量が働かないシステムをつくるのが大事なのだと思う。(広聴会参加者意見)
- ・ 条例の現場業務への浸透や、本旨に基づいた組織間の機能改善や組織再編、他条例等の改定など、条例の積極的な運用と推進を図っていくための組織「市民自治推進委員会(仮称)」の創設は、条例化に際し欠かすことができない項目である。公募市民の大幅な起用を含め、その構成についても言及が必要である。(パブリックコメント意見)
- ・ 自治基本条例を推進するための委員会を設置するのであれば、そこに部会として「市民活動推進部会」を設置し、基金のコントロールをするということも考えられるのではないだろうか。(委員意見)
- ・ 「自治推進委員会」の設置目的は、自治基本条例を確実に実行するための組織であると限定すべきだと考えている。(委員意見)
- ・ 専門家で構成する組織と公募市民で構成する組織を並存させた方が、実行性が

高いのではないだろうか。専門家と公募市民が同じ組織で議論しても、かみ合わない恐れがある。(委員意見)

- ・ 議会に運用をチェックする責任を負わずに、新たに推進委員会をつくる必要があるのだろうか。それは、ある意味で議会の権能を否定することにつながると感じている。(委員意見)
- ・ 議会と並んで民主的に選出されている市長の自己点検的な組織と位置づければ、議会の権能を侵しているということに理論的にはならないと思う。(委員意見)

以 上

町田市自治基本条例検討委員会開催経過

会議名	日時	会場	議事内容	出席委員数(人)	傍聴[参加]者数(人)
第1回 検討委員会	2005年 6月5日(日) 10時30分	本庁 特別会議室 (大)	(1)会議公開制度について (2)年間スケジュールについて (3)町田市政策法務ワーキングチーム報告書について (4)町田市における自治基本条例のあり方について	8	8
第2回 検討委員会	7月1日(金) 18時00分	中町第3庁舎 第3会議室	(1)町田市における自治基本条例のあり方について (2)市民意識調査(案)について	7	10
第3回 検討委員会	7月25日(月) 13時30分	森野分庁舎 4階 第1・2会議室	(1)検討委員会に関する意見・質問について (2)市民意識調査(案)について (3)町田市における自治基本条例のあり方について	8	8
第4回 検討委員会	8月19日(金) 13時30分	森野分庁舎 4階 第3・4会議室	(1)検討委員会に関する意見・質問について (2)市民意識調査(案)について (3)町田市における自治基本条例のあり方について (4)公聴会について	8	6
<p>『町田市における自治基本条例のあり方』に関する市民意識調査 実施期間(2005年9月2日～14日) 標本数5,000人・有効回収数2,017票(有効回収率40.3%)</p>					
第5回 検討委員会	9月2日(金) 13時30分	中町第3庁舎 第3会議室	(1)検討委員会に関する意見・質問について (2)検討委員会中間答申案(概要)について (3)広聴会について	7	9
第1回 広聴会	9月25日(日) 13時30分	本庁 特別会議室 (大)	(1)委員長あいさつ (2)市民意識調査の概要について (3)自治基本条例のあり方についての中間答申案について (4)質疑・意見交換 (5)まとめ	6	20
第6回 検討委員会	10月14日 (金) 18時00分	本庁 特別会議室 (大)	(1)検討委員会に関する意見・質問について (2)市民意識調査報告書(案)について (3)検討委員会「中間まとめ」(案)について	8	8
<p>「中間まとめ」への意見募集(パブリックコメント) 意見募集期間(2005年11月1日～21日) 提出意見3件 【広報まちだ11月1日号概要掲載】</p>					
第7回 検討委員会	11月4日(金) 10時00分	本庁 特別会議室 (大)	(1)検討委員会に関する意見・質問について (2)「権利責務とマネジメントサイクルの関係」について (3)住民投票制度について (4)地域自治組織について (5)コミュニティ支援制度について	8	7

会議名	日時	会場	議事内容	出席委員数(人)	傍聴[参加]者数(人)
第8回 検討委員会	11月25日 (金) 18時00分	町田市民 フォーラム 4階 第2学習室	(1)検討委員会に関する意見・質問について(「中間まとめ」に関するパブリックコメント) (2)「権利責務とマネジメントサイクルの関係」について (3)地域自治組織について	7	7
第9回 検討委員会	12月16日 (金) 10時00分	森野分庁舎 2階 第2・3会議室	(1)検討委員会に関する意見・質問について (2)「町田市における自治基本条例のあり方について」の答申(案)について (3)第2回広聴会について	7	6
「町田市における自治基本条例のあり方について」答申案」への意見募集(パブリックコメント) 意見募集期間(2006年1月11日～25日) 提出意見8件 【広報まちだ1月11日特集号掲載】					
第2回 広聴会	2006年 1月15日(日) 13時30分	本庁 特別会議室 (大)	(1)委員長あいさつ (2)「町田市における自治基本条例のあり方について」答申案)について (3)質疑・意見交換 (4)まとめ	7	22
第10回 検討委員会	2月3日(金) 10時00分	森野分庁舎 4階 第1会議室	(1)検討委員会に関する意見・質問について (2)「町田市における自治基本条例のあり方について」の答申(案)に関するパブリックコメント(意見募集)の内容について (3)「町田市における自治基本条例のあり方について」の答申(最終案)について	7	3
第11回 検討委員会	2月14日(火) 16時00分	森野分庁舎 4階 第1会議室	「町田市における自治基本条例のあり方について」の答申(最終案)について	7	3
答 申	2月23日(木) 16時00分	市長室	「町田市における自治基本条例のあり方について」答申	5	—

第1回広聴会 2005(平成17)年9月25日(日)

会場：町田市役所本庁特別会議室（地階）



第2回広聴会 2006(平成18)年1月15日(日)

会場：町田市役所本庁特別会議室（地階）



町田市自治基本条例検討委員会委員名簿

役 職	選出区分	氏 名	役 職
委員長	学識 経験者	ひと み たけし 人 見 剛	北海道大学 大学院 法学研究科 教授
職務代理	学識 経験者	な わ た よし ひこ 名 和 田 是 彦	法政大学法学部 教授
委 員	公募市民 団体代表	かわ しま のぶる 川 島 演	新しい市民自治を考える会 代表幹事
委 員	市民団体 代表	き び みつぐ 木 美 貢	町田市町内会自治会連合会 会長
委 員	学識 経験者	く に よし こ 久 邇 良 子	東京学芸大学教育学部 助教授
委 員	市民団体 代表	くま がい のり かず 熊 谷 則 一	まちだNPO法人連合会 監事
委 員	市民団体 代表	さい とう てる ひこ 齋 藤 輝 彦	町田市社会福祉協議会 常務理事
委 員	市民団体 代表	ひじ かた たか し 土 方 隆 司	町田商工会議所副会頭

(委員は50音順)

町田市における自治基本条例のあり方について
答 申

2006(平成 18)年 2 月

発 行 町田市自治基本条例検討委員会
事 務 局 町田市企画部企画調整課

〒194-8520

東京都町田市中町 1-20-23

042-724-2103

印 刷 町田市総務部総務課

刊行物番号 05-67